

第 8 回

新 J I C A の環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会

日時：平成 2 0 年 7 月 1 1 日（金）

場所：国際協力銀行（J B I C）本店 9 階講堂

独立行政法人 国際協力機構

国 際 協 力 銀 行

「新」I C Aの環境社会配慮ガイドラインの検討に係る有識者委員会」出席者
(順不同・敬称略)

【学識経験者】

原科 幸彦	東京工業大学大学院総合理工学研究科環境理工学創造専攻教授
堀田 昌英(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻准教授
松下 和夫	京都大学大学院地球環境学堂教授
吉田 恒昭(ご欠席)	東京大学大学院新領域創成科学研究科国際協力学専攻教授

【NGO】

木村 信夫(ご欠席)	ブリッジエーシアジャパン技術部長
清水 規子	国際環境 NGO FoE Japan 開発金融と環境プログラムスタッフ
高橋 清貴	日本国際ボランティアセンター調査研究・政策提言担当
福田 健治	メコン・ウォッチ事務局長

【産業界】

小西 純平	社団法人 日本貿易会経済協力委員会前副委員長(三菱商事株式会社業務部 総括・場所内部統制チーム国際協力担当マネージャー)
高梨 寿	社団法人 海外コンサルティング企業協会専務理事
千吉良 久暢	株式会社 三菱東京 UFJ 銀行ストラクチャードファイナンス部プロジェクト 環境室上席調査役
中山 隆	社団法人 海外建設協会常務理事

【政府関係者】

北村 俊博	外務省国際協力局政策課首席事務官
高見 博	財務省国際局開発企画官
早水 輝好	環境省地球環境局環境協力室長
山下 文夫	経済産業省貿易経済協力局資金協力課課長補佐

【事務局発言者】

廿枝 幹雄	JBIC 開発業務部企画課長
杉本 聡	JBIC 環境審査室第二班課長
佐原 寿一郎	JBIC 環境審査室第二班調査役
熊代 輝義	JICA 審査室準備室次長
渡辺 泰介	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課長
宮崎 明博	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課
村瀬 憲昭	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課
臼井 寛二	JICA 審査室準備室環境社会配慮審査第一課

午後 2 時 0 0 分 開会

開 会

原科座長 それでは、時間になりましたので開始いたします。本日は第 8 回目の有識者委員会でございます。

もう第 8 回、随分会議を進めてまいりましたが、新 J I C A は 1 0 月 1 日発足でございますので余り時間がありません。というところで、なかなか厳しい状況でございますが、今週は洞爺湖サミットも終わりました、日本全体で環境問題に対する認識が大変高まりました。むしろこれから本番ですね。新 J I C A の役割もこれから大変重要になってくると思います。とりわけ地球規模の環境問題、温暖化防止、気候変動に対応するためには全世界で、先進国だけではなくて、中進国、さらには途上国ですね、それぞれの役割があるということで共通の認識ができたわけでありますから、新 J I C A の役割はそういう点でも重要になってくるかと思えます。そんなことで、このガイドライン改訂の委員会、よいガイドラインをつくりたいと思います。

早速でございますが、まず委員の交代がございます。新委員の御紹介をしたいと思いますけれども、まだお見えでないので、お見えになってからにしましょうか。

もう一つ、きょうの議論に入る前に今後の進め方につきましてビューローで検討しようと思いましたが、ちょっと時間が間に合いませんでしたので、この場で今後の進め方につ

いて御相談したいと思います。

これは前回既に確認いたしましたけれども、できるだけ早く中間報告のような形でこの委員会における議論をまとめまして、それをもとに速やかにガイドラインの案の作成に入っていただきたいと思います。私としては9月には中間報告をまとめたいと思っております。しかし、具体的に時間の制約等を考えますと、9月末まであと2カ月半ほどですから、回数は5～6回できればいいところかなという感じがいたします。これまでのペースでやってまいりますとなかなかそううまくいかないかもしれないので、この辺が大変心配になっております。そこでビューローで相談しようと思いましたが、中間報告の文案をつくることを並行して始めた方がいいのではないかとということで、そういう体制を組みたいと思ひまして、そんな御相談をと思ひました。

通常、こういう場合にはだれか執筆担当者を決めなければいけないので、何人もいてもうまくいきませんから1人か2人、責任者を決めさせていただいて、その方にどんどん引っ張っていただくというようなことになるかと思ひます。全くゼロからスタートするわけではありませんで、やはりこれまでを踏まえますので、そういう点では、現在のJICAの研究会を行いましたその報告書をベースにしたらいいかと私と思ひます。その枠組みを踏まえてやれば、少し作業はやりやすいかなと。それからJBICの報告書もございませぬ。ですから双方の報告書を加味しますけれども、3つのスキームについて整理してあるのはJICAの方でございませぬので、JICAの報告書をベースにしまして、それに現在のJBICの報告書、そういった提言は実際のガイドラインでは全部は実現されておひりませぬ。宿題が随分あります。ですから、まずそれをベースにして、さらにこの委員会での議論を加えていくという、そんな作業の進め方をすれば、この2～3カ月程度の間で何とか中間報告をまとめられるかなという感じがいたしておひりませぬ。そんなことで進めたいと思ひますけれども、いかがでございませぬでしょうか。

とにかく私の目標としましては、9月までに中間報告を上げて、それに並行してガイドラインづくりの作業を進めていただひいてよろしいのですが、ただ、その次にガイドライン案の検討となりますから、大至急になります。10月中ぐらいにはその報告書を受けて、さらにドラフトを直していただひいて、ガイドライン案をつくる。その案を10月の末、11月ぐらいにパブリックコメントにかけるのですかね。ちょっと早いのかな。案をつくって、その案に対してまた委員会でもまないといけなひですな。それが11月、12月ぐらいになるかもしれないですな。12月ぐらいにパブリックコメント、そして御意見を1月

いっぱいいただく。一月ぐらいは時間が必要ですね。それにまたレスポンスということで、2月、3月。そうすると4月1日スタートは本当にぎりぎりです。4月1日にスタートするためには9月中には中間報告がまとまっていないと不可能だと思いますので、そんな段取りかなという感じを持っております。

そんなイメージでございますけれども、いかがでしょうか。特段に御意見がなければ、大体こんな感じだということで確認していただいたということによろしいでしょうか。これまでも何度もこういった議論をしまいいりましたけれども、この段階になりまして、多分そんなことになるだろうと思います。外務省の方はなかなかイエスとは言いにくい立場だと思いますけれども、実質的にそのようなことにならざるを得ないかと思えます。パブコメをしっかりとやるということになりますから、ここで議論してまとめてガイドラインをつくっていただいて、パブコメを受けて、そして最終案にすると。

事務局（渡辺）事務局としましては、基本的には10月を目指しておりますので、今、何月ということは申し上げにくいのですが、できるだけ早くガイドラインが作成できるように進行をお願いしたいと考えております。

原科座長 お立場上そうなりますね。ですから、回数を10日に一遍やるぐらいのハイペースでやります。そのぐらいの覚悟をしていただいて、例えば7月はもう1回ありますけれども、8月の頭にもあったようですが、8月には3回ぐらいやるとか、9月も2～3回やるような感じで、それで回数を稼いで通算十数回できますから。これまでの経験で言いますと、こういう報告書をまとめるのに、たしかJ B I Cのときには十数回やったと思えます。J I C Aの場合は19回やりました。どうしてもそのぐらいかかります。しかも10カ月もかけております。そういう点で言いますと、9月までにもしまとめることができれば、実質は6カ月か7カ月でまとめることになりますから、大変なスピードアップになるはずで。そういうことで皆さん一緒に頑張ってください、そういう目標で進めたいと思えます。ですから、まず今ある作業としては、J I C Aの前の報告書をスターティングポイントにしたら作業は進めやすいかなと思っております。イメージとしてはそんなことで進めたいと思えます。

高見委員はまだお見えでありませんので、次に進めさせていただきます。

議 題

（1）補足調査の結果概要について

原科座長 議題の(1)でございます。「補足調査の結果概要について」の御説明でございます。これはJICA・JBICそれぞれの事業のこれまでの状況についてお調べになりましたので、この件の御報告をいただきます。

まず資料8-1-1でございます。こちらは国際協力機構の方からですか。よろしくお願いたします。

事務局(渡辺) それでは、資料の8-1-1をごらんいただきまして、JICA分につきまして、現行ガイドラインの運用実態確認報告の補足調査の概要報告をさせていただきたいと思っております。

背景から申し上げますと、環境社会配慮ガイドラインの運用実態確認というものを、ガイドラインに基づいて現行ガイドラインの手続の運用が実際にどのように行われているかという確認、整理を行いました。この報告につきましては既にホームページで公表し、有識者委員会でも説明させていただいたところでございます。この報告につきまして、委員の皆様初めコメントをいただきまして、これを受けて補足調査を今回実施したものでございます。第3回の有識者委員会で補足調査の計画につきましても御説明させていただいております。この補足調査によりまして、現行のガイドラインの課題新ガイドラインの検討すべき論点の抽出にも役立てたいと考えております。補足調査につきましては、現地調査を5月から6月にかけて実施いたしました。座長の原科教授にもフィリピンの調査に御参加いただいております。

本日はとりあえずの結果概要を御説明したいと思っております。現行ガイドラインの運用実態というところを中心に御報告したいと考えております。

それでは、資料をごらんいただきまして、調査の目的の部分は今お話しさせていただきました。対象案件としましては、ここに書いてございます5案件、フィリピンの Cavite-Laguna 東西道路事業化促進調査、ネパールのアッパーセティ水力発電計画、エルサルバドルの日本・中米友好橋建設計画、インドネシアの持続的沿岸漁業振興計画、エルサルバドルの地方自治体廃棄物管理計画、この5案件を対象にして実施いたしました。

それでは、案件別に結果概要を御説明したいと思います。担当の方から御説明させていただきます。

事務局(臼井) コンサルタントの臼井でございます。私の方から、最初のCALA東西道路事業化促進調査とアッパーセティ水力発電計画について御説明させていただきます。

最初の「国名および調査対象案件名」でございますけれども、これは先ほど申し上げたように、CALA東西道路事業化促進調査ということでございます。これは、スキームといたしましては開発調査のF/Sということでございます。

2の「カテゴリ分類」、これは環境社会配慮のカテゴリということでございますけれども、カテゴリAとなっております。

3の「協力事業の概要」でございますけれども、調査対象地域はCALA東西道路の影響を受ける CALAというのはカビテ州とラグナ州の頭でCALAと呼んでおりますけれども、メトロマニラを含む地域は交通混雑が非常に深刻化しているといった問題がございますので、フィリピン政府側といたしまして、JICAとか世界銀行とか国際的ドナーと協調して課題に当たっているという状況でございます。

この開発調査の目的でございますけれども、バタンガス国際港というものがございまして、そこが戦略的に配置されている地域の投資環境を改善することと、住環境の改善、メトロマニラの都市機能分散の促進、それから先ほど申し上げた交通渋滞がなかなか深刻な状況になっておりますので、これの緩和をねらいとしております。

具体的な目的といたしまして3つございまして、CALA地域の交通ネットワークの整備シナリオの再検討を行う。2つ目といたしまして、CALA東西道路及び関連事業の実現可能性の検討、それから事業実施計画の作成。3番目といたしまして、カウンターパートとその他フィリピン側の関係者の能力開発ということでございます。

この開発調査自体の調査期間でございますけれども、2004年9月～2006年11月となっております。

「事業の進捗状況」、つまり、現在の状況でございますけれども、F/S調査以降の相手国政府の活動といたしまして、民間及びフィリピン政府の自己資金の活用による事業実施を検討中ということでございます。

「調査概要」、これは今回行った現地調査ということでございますけれども、5月29日～6月2日、5日間かけて行いました。

調査者は、原科先生と私、JICAのフィリピン事務所のスタッフの方、それからローカルコンサルタントで行いました。

聞き取り調査でございますけれども、公共事業省、これはカウンターパート、実施機関でございます。それから現地NGO、被影響世帯でございます。

調査方法については以下のとおり、ご覧いただければわかりいただけると思っておりますの

で、割愛させていただきます。

続いて、6の「調査結果」でございます。

(1)の調査対象世帯でございますけれども、今回の調査対象世帯といたしまして、2年前に行われた開発調査では、予定している道路の中心線から両側に500mの範囲を直接影響範囲としており、このうちから最も影響を受ける世帯数が多いカビテ州のパコール地区というところがございますけれども、こちらの地区を対象としてランダムサンプリングで世帯を選びまして、ローカルコンサルタントの方々に面接法による聞き取り調査を実施していただき、その結果、計101サンプルを収集したということでございます。

(2)のプロジェクト及びそれによる影響に対する認知度でございますけれども、調査対象住民の71.3%がプロジェクトを認識しており、比較的高い割合だと考えております。

それから、プロジェクトによる便益につきまして、例えばビジネスチャンスが増えること、雇用の創出、道路状況の改善などが多く挙げられたということでございます。

一方、ネガティブな影響でございますけれども、道路をつくりますので、当然大気汚染などが発生する、それから公共サービスへの影響、水環境の悪化などが比較的多く挙げられております。

(3)のプロジェクトの影響の緩和等に対する相手国政府の姿勢でございますけれども、実施機関によりますと、プロジェクトの計画策定における影響及び緩和策について、開発調査の期間中に十分な環境社会配慮を実施している、それから緩和策についても環境影響評価書 これはE I Sですね に記載しているとおり十分なものだと考えているということございました。なお、このE I S、これは環境影響評価書、ドキュメントですけれども、これは基本的には関係する自治体に配布してあり、もし住民等から問い合わせがあった場合、その自治体に対応することになっているということでございます。

(4)の情報公開の時期、方法、内容、言語/様式でございますけれども、実施機関によりますと、基本的にステークホルダー協議とかF G D、Focus Group Discussion というものがございますけれども、こういったことを実施したときに必要な情報を提供していくということございました。外部から問い合わせがあった場合、自治体に対応しているということは先ほどと同じでございます。そのステークホルダー協議における情報公開でございますけれども、これはもちろんJ I C Aのガイドラインにのっとったものであると同時に、フィリピン政府が持っているE I A制度、環境影響評価制度に基づいたものであ

あったということと、不特定多数の方がいらっしゃるにはマスメETINGだけでは議論の時間が足りないのではないかと。あと、地元リーダー、これはバランガイキャプテンという、最小行政単位のバランガイというのがございますけれども、そのリーダーで、その参加だけでは不十分で、NGOの関与が必要になったということでした。

(6)のステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映でございますけれども、実施機関によりますと、ステークホルダー協議の結果、ミティゲーションに反映させているということでした。

(7)の住民移転の計画がある場合、合意形成・移転及び生計手段の喪失に関する対策でございますけれども、実施機関によりますと、住民移転を最小化するため、全区間で道路線形の代替案を検討したということでございます。住民に対する説明といたしましては十分であったと考えられ、実際に住民移転を実施する際、住民から要望があれば職業訓練を行うなども検討されております。

それから、ステークホルダー協議に参加した調査対象住民の意識につきまして、住民移転に関する説明について5段階評価でアンケートを取った訳ですが、平均をとると3.3ポイントです。これは数字が大きければ大きいほど適切であるということの意味しておりますので、おおむね適切ではないかと考えております。

(8)の環境社会配慮上の問題の指摘があった場合の相手国の対応でございますけれども、実施機関によれば、現在まで問題が指摘されたことはないということでした。

(9)の相手国の環境影響評価法制度に基づく環境影響評価が行われている場合、その実施状況でございますけれども、実施機関によりますと、現在、フィリピンのEIA制度によるEIAの審査のプロセスの最中でございます。また最終的な意思決定の証明、ECCというものです。環境応諾証明書はまだ発行されていないということでした。

それから、EIS、環境影響評価書については英語のみで作成されているということでしたけれども、プロジェクトの説明用の資料はこれとは別に作成してありまして、こちらは英語とフィリピン語で作成しているということでした。こちらのEIAに関する資料は、先ほどもちょっと申し上げたのですけれども、基本的に自治体が保有しており、住民から要求があればいつでも提供されるということでした。

その他ですけれども、実施機関によりますと、JICAガイドラインの実施経験というのはこのCALAプロジェクトのみであるということでありましたけれども、特に実施上

の問題は感じていないということでした。それから、住民からの指摘事項として、もし移転させられるのであれば適切な補償が必要だということが多数あったということになります。

今回の調査で住民がプロジェクトを認識しているかどうかということになりますけれども、現時点では71%と高いのですけれども、開発調査を実施したときは93%あったわけですので、若干認知度が下がっているという現象があったということになります。この理由といたしまして、ステークホルダー協議から実施期間が2年以上経過しており、プロジェクトの実施がまだ具体化していないという状況があるので認識が下がっている可能性があるのではないかということになります。それから、これは一般的な状況でございますけれども、調査対象地域が首都にかなり近い地域でございますので、特にこのフィリピンという国では季節労働者とか国外を含めた出稼ぎがかなり一般的でございますので、そういった意味で人口移動が起きている可能性もあるということになります。

最後にまとめでございますけれども、基本的にガイドラインに従ったその運用が行われていると考えられるということになります。

ただし、開発調査の後、プロジェクトを取り巻く状況は、今回の件は2年ほどたっておりますので、時間が経過すればするほど変化の度合いが大きくなることも明らかになったということになります。こういったことがございますので、事業化のタイミングを考えた調査計画が重要となってくるであろうということがございます。

原科座長 皆さん、地図をごらんください。さっきのカビテとラグーナという2つの名前が地図の真ん中にありますけれども、これをつなぐような東西道路の計画、それから南北道路もありますね。そういう組み合わせになっております。それから、バタンガスという地名がその左下の方に出ております。その上にメトロマニラがありますけれども、大体そんな位置関係だということを確認ください。

お願いします。

事務局（臼井） 短目に説明すべきというご指摘がありましたので、簡単にかいつまんで御説明したいと思います。

続きましてネパールのアッパーセティ水力発電計画、これも開発調査のF/Sということになります。カテゴリはA。

「距離事業の概要」でございますけれども……

原科座長 ちょっとストップしてください。 どうぞ。

福田委員 きょうの報告の目的と今後のスケジュールを先に教えていただいた方が。報告にどれぐらいの時間をかけて、今はどういう質疑応答をするのかということを確認しておかないと時間ばかりかかって意味がないかなと思ってお伺いしたいと思ったのですが、これは概要の報告となっていますよね。今後どのように最終的な報告がなされ、この場での議論というのはどういうふうにするつもりなのかということを確認してから明らかにしておいた方が、時間の調整というか有効利用になるのかなと思ったのですが。

事務局（渡辺） 今回はまさしく概要報告ということでございます。最終的には英文で報告書を作成しまして、これを公表する予定であります。スケジュールを明確にしているわけではございませんけれども、8月中にはこの英文の最終報告書を公開したいと考えております。今回こういう調査を行ったというものを皆様に御確認いただきまして、例えば質問等がございましたらいただいて、最終報告書に反映する、ないしは最終報告書の公開のときに回答させていただくということを考えております。

原科座長 きょうはそんなに時間は使わないということになります。よろしいですか。

清水委員 少々確認なのですが、これは日本語版は作成せずに英語版をつくるということなのかということが1つと、形式というか構成としてはこれを変えずに、ほぼファイナルドラフトの状態であると理解してよろしいでしょうか。

事務局（渡辺） 案件別の大まかな構成はこういった構成で考えております。形式はこれから作業をしますので、これと同じになるかどうか決めておりませんが、基本的には分析結果を入れるようにしたいと思っております。

福田委員 そうすると、これに関する議論はきょうこの場で行うという理解なのですか。きょうは何をするかということ。

原科座長 今の御説明は、これに対して御質問とかがあれば、これは途中段階ですから、最終的にまとめるに当たって、それにお答えするようにまとめていくのだと思います。これに対して余り議論していると時間が足りなくなるとおっしゃったとおりなので、そんなにはできないと思いますが。

福田委員 情報の量としては最終報告書の方がふえるということですか。

事務局（渡辺） 量は最終報告書の方がふえると思っております。

福田委員 今、御説明を伺った段階で、例えば適切に対応してとか、ミティゲーションに反映されてとか、ではそれって何なんだろうとか、そういうことがいろいろあるのですが、それは追って紙でやり取りするということですか。

事務局（渡辺） 御質問がありましたら追っていただければと思っておりますけれども、回答は最終報告書ができたときになるかと思っております。

福田委員 もう1点、英語で最終報告書というのがよくわからなかったのですが、ガイドラインの改訂のためにやっていると思っていたのですが、なぜ最終報告書が英語なのでしょう。

事務局（渡辺） 現地にもいろいろ聞き取りをしましたので、相手国政府を含め、結果がこうなったということ、公開に当たって現地の実施機関にも確認をとりたいと思っておりますので、そのためにも英文報告書の方がよいかと考えております。

福田委員 日本語版は作成されないということですか。

事務局（渡辺） そうということです。

原科座長 日本語版はなしで、英語だけ。では、これも英語でよかったのでは。

早水委員。

早水委員 これは個別の案件の ×を我々は評価するわけではなくて、その案件でうまくできたかどうかということよりも、むしろこの補足調査を通してガイドラインの運用に当たってどういう課題があったかということをお場に報告いただくのがメーンの目的だと思います。きょうの御説明も書いてあることは読めばわかりますので、そういうポイントに絞って報告をいただきたいのと、これらの補足調査から得られたガイドラインに反映すべき点を次回にでも整理して出していただきたいと思っております。

原科座長 そうですね。そういう意味で、そういうものは日本語でこの会議の場に提供していただいた方がいいと思います。英語で現地にフィードバックするというのはわかりますけれども、この委員会のためにやっていただいたわけですから、そのような形にしてください。

事務局（渡辺） わかりました。そうしましたら、最終報告書ができましたときに、報告書は英語版でございませうけれども、課題とか論点抽出の部分につきましては特に日本語でサマリーをつくりまして、また資料としてお配りするというような格好を考えたいと思っております。

原科座長 それから、そういう意味でガイドラインのためのインプットですので、この事例をどういう理由で選んだとか、そういうことも必要だと思っておりますので、それもあわせてお願いいたします。

それでは、そういうことで引き続き、まず速報ということで御説明いただきます。

事務局（臼井）では、要点だけ手短かにということでございますので、なるべく5分以内に御説明を終えたいと思います。

続きまして、ネパールのアップーセティ水力発電計画でございますけれども、この目的は、ネパールの中部にセティ川というところがございまして、そこに水力発電計画を予定しているというもので、そのフィージビリティスタディを行うものでございます。調査期間は2005年2月～2007年6月でございます。

事業の進捗状況でございますけれども、ネパールの政情不安がしばらく続いたため目立った進捗は現在のところございません。

調査概要等はここに書いてあるとおりでございますので、割愛させていただきます。

調査結果でございますけれども、対象世帯は基本的に水没地域からランダムに選択した世帯を対象に面接法による聞き取りを調査して、計109サンプルを収集したということでございます。

プロジェクトに対する認知度でございますけれども、88.1%と高いということでございます。

(3)のプロジェクトの影響の緩和等に関する相手国政府の姿勢でございますけれども、基本的にEIS、環境影響評価書に書いてあるということでございます。

情報公開の時期や方法、内容、言語/様式等でございますけれども、ステークホルダー協議やFocus Group Discussionのときに必要な情報を提供しているということでございます。基本的には理解可能な言語で実施したということでございます。

(5)のステークホルダー協議の時期、方法、内容、言語/様式でございますけれども、詳しいことは開発調査のレポートに詳細に載っておりますので、そちらをごらんいただければおわかりになると思います。要するに、時期に関しては適切なガイドラインに沿って行われたということございまして、言語についても住民が理解できる言語で行われたということでございます。

9ページ目の(6)のステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映ということで、環境影響評価書に反映させていくということでございます。

住民移転計画についてですけれども、事業者のカウンターパート機関に環境専門部局というものが設置されて、それがモニタリング作業を行うということでございます。

ステークホルダー協議に参加した調査対象住民の住民移転に関する説明についての認識でございますけれども、5段階評価中3.6となっております、おおむね適切であると

いうことでございます。

それから、外部からの指摘、問題があったときの政府の対応でございますが、現在のところ特段の問題の指摘はないということでございます。

(9)の相手国のE I S制度に基づく実施状況でございますけれども、これはフィリピンの例と同じ状況でございます。今、E I Aの審査プロセス中でございます。

最後にその他でございますけれども、特に実施機関からガイドラインに対する要望が上げられておまして、何回も丁寧にステークホルダー協議を実施したわけでございますけれども、何度も同じようなステークホルダー協議を実施したということがございまして、かなり住民の方で混乱が一部見られたということが言われました。実際、私自身も現地にも何度も足を運んでおまして、現地住民からもそういった声の一部確認されたということがあります。

それから、こういったステークホルダー協議もかなりコストをかけてなかなか大変な作業でございます。もうちょっと地域の状況に合わせて柔軟な対応ができないかという提案がございました。

まとめでございますけれども、基本的にガイドラインに従って運用が行われているということでございます。

以上です。

事務局(宮崎) 続きまして、エルサルバドル国日本・中米友好橋建設計画の説明を致したいと思っております。

案件名は先ほど申したとおりで、無償の事前の調査ということで行われた調査でございます。

カテゴリはBと分類されておりました。

事業の概要ですが、15ページを見ていただくと地図がありますが、エルサルバドル共和国とホンジュラスの間に架かる既存の橋があります。1940年に設計されたということで、非常に古い橋である、プラス、橋の道幅も狭いということで、大型の2軸のトラックに対応していないということから新たな橋の建設に係る要請がなされたものです。2005年10月、11月と予備調査が実施され、2006年2月から約9カ月間、基本設計調査が行われたものです。

現在、エルサルバドルでは2007年6月に無償資金協力に係る交換公文が調印されたものです。調査期間は5月23日～6月2日で、私、宮崎とエルサルバドル事務所のロー

カルスタッフ及びローカルコンサルタントとして、現地エルサルバドルのNGOにお願いしてサンプル調査を行ってきました。

調査の結果として、サンプルは計40サンプル抽出しました。対象地域の住民と既存の橋付近の中小企業を営む方々に対してインタビューを行いました。

プロジェクトの認知度ですが、71.3%ということで、比較的高い数字を出していたと思います。そして、住民の方がお答えになったもので、プロジェクトの便益としては、渋滞が緩和される、ないしは道路ネットワークの改善、雇用の創出というところが比較的多く挙げられたものでした。また、工事中のネガティブな影響として、水、土壌、生態系への影響があるのではないかというような意見がありました。

緩和策ですが、実施機関の方で既に予備調査、基本設計調査の方で環境社会配慮調査が行われたのですが、土壌の浸食、堆積といったものの影響、景観、住民移転も一部発生しているものですから、そういった緩和策は事業に反映されていたと思います。

情報公開ですが、1回目の情報公開として、予備調査の段階でステークホルダー協議を実施したのですが、その際に情報公開が行われ、引き続き基本設計調査時及び、エルサルバドル側の対応でその後も個別に公聴会、説明会などで情報の公開がなされておりました。エルサルバドルの環境法上、情報公開も必須事項となっておりまして、環境許可証の取得に際しても行われまして、これらの情報はすべて閲覧可能なものでした。これらの言語は全てスペイン語で書かれ、説明されておりました。

ステークホルダー協議の時期ですが、先ほど申したとおり、予備調査時に実施し、基本設計調査時にはステークホルダー協議ではなくて、中小企業の経営者に対して意見をお伺いして、その後エルサルバドル側で適切な時期にステークホルダー協議ないしは説明がなされておりました。これらの告知は近くにある教会を通じて住民の方に知らせたようです。説明された内容としては、事業の概要であったり代替案、土地収用にかかる説明が主なトピックということでした。

次のページに行きまして、ステークホルダー協議の結果が如何に反映されたかということですが、先ほど申したとおり一部住民移転が発生する可能性があったということで、それに対するミティゲーションの方策等を反映させながらプロジェクトが実施されたようです。

また、住民移転に係る合意形成、移転に係る対策ですが、住民移転を最小化するための線形の検討であったり、アプローチ道路の線形が検討されてきました。そして、住民移転

に係る被影響者に対する説明は適切であったという判断をしております。

特に環境社会配慮上の指摘はないとのことでした。

エルサルバドルの法律に基づいてE I Aの審査・承認がなされたわけですが、それ以外にも樹木の伐採に係る許可を得て事業が進められております。

その他として、まとめにも同じように書いているのですが、環境社会配慮、非常に複雑で難しかったとのことでしたが、手続面で如何なる文書が必要だとか、国内法とどのようにリンクをしながら手続ないしはプロジェクトを進めていくのかということ、一部非常に困ったことがあったというような説明がありました。

以上です。

原科座長 ゴアスコラン橋の規模とか大きさとか費用はどんなものですか。

事務局（宮崎） 約150m程度の橋ということです。事業規模は確認してまた後ほど報告書の中で。

原科座長 大体何億円ぐらいですか。

事務局（宮崎） 確認します。

原科座長 どうもありがとうございました。

事務局（村瀬） 引き続きまして、最後の案件になりますけれども、インドネシアの持続的沿岸漁業振興計画、無償の案件です。これは、私、村瀬が担当しましたので、簡単に説明いたします。

19ページにインドネシアの地図をつけておりますけれども、フローレス島の漁港の整備と関連機材の整備を行う案件です。

2006年1月から2月にかけて予備調査を実施しまして、2006年6月から2007年3月にかけて基本設計調査が行われ、2007年7月に交換公文が調印されたものです。

今回の補足調査につきましては、6月8日から約1週間、私と、現地のことをよく知っているローカルコンサルタントに支援を求めて調査をしております。

調査方法のところを書きましたように、プロジェクトサイト周辺住民へのヒアリングについてはすべてローカルコンサルタントが行いました。私及び1名のローカルコンサルタントが、プロジェクト実施機関である県政府の関係者を訪問して聞き取り調査を行っております。

18ページの一番最後のまとめに書いておりますように、基本的には「ガイドラインに

従った運用が行われていると考えられる」という結論ではありますが、1つには、(3)にありますように、相手国政府の方でインドネシアの大学機関に委託いたしまして、影響の緩和策及びモニタリング計画が作成されています。

(4)に書きましたように、これら緩和策及びモニタリング計画が報告書にまとめられました。報告書は現地住民に理解可能な言語で書かれており、県水産局の事務所で公開されて一般の閲覧及びコピーが可能な状況となっています。

(5)に書きましたように、ステークホルダー協議に関しましては、2006年7月18日と7月23日の2回に分けて住民説明会がプロジェクトサイトの周辺で行われています。そこでは、プロジェクトの概要だけでなく、プロジェクトの正負の影響及び県政府が委託して作成しました環境管理計画・モニタリング計画の概要などについても説明が行われています。

ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映についてですけれども、(6)に書きましたように、ステークホルダー協議の中で、漁港からの排水・廃棄物に対する懸念、それから漁業組合の組織強化に関して要望が出されましたので、これらについては施設計画、運営管理計画に反映されたことを確認しています。

(7)の用地取得につきましても、既に事業開始前に土地所有者からの同意書の取り付けが行われておりまして、さらに金銭補償も実施されたということを知っています。それから、住民移転はないということも確認しています。

このようなことから、「ガイドラインに従った運用が行われていると考えられる」とまとめに記載しました。

それから、住民のプロジェクトに対する認識は高いということについては、17ページの(2)で数値を示しております。

住民からの聞き取り調査の結果で特筆すべき点としましては、漁港建設後の運営計画や雇用の提供等に関する情報提供についてもっと行ってほしいというような指摘が数多く出されましたので、そういう点については具体的な情報提供を行うことが望ましかったと考えられるとまとめに加えております。

以上です。

事務局(宮崎) これが本当の最後です。エルサドバドルの「地方自治体廃棄物管理計画」、こちらは技術協力プロジェクトです。

カテゴリBの案件です。

エルサルバドルですが、近年、国内における環境・衛生状況の改善ということで、国内法において、衛生埋立処分場にしなければならない。今まではオープンダンピングだったのですが、それを変えるという国の方策がとられたのですが、自治体での廃棄物管理ということで、人材面、予算面から非常に厳しいということがありまして、JICAに要請があり、実施されているプロジェクトでございます。

対象地域は、24ページに書いてありますとおり、エルサドバドルの東部の9市を対象にしたプロジェクトでして、その中でも、プロジェクトの中の1つのコンポーネントであります最終処分場の建設をサンタ・ロサ・デ・リマという場所で行います。第2期の処分場の建設、衛生埋立の処分場を建設しているということから環境カテゴリBとなっている案件でございます。これは終了した案件ではなくて今も実施しているプロジェクトです。

最終処分場の建設というのは大きく3つあるコンポーネントの1つでして、他には3Rの普及だとか、あとは市に対する今後の廃棄物の管理計画に対する指針だったりガイドラインを作成するということを実施しているプロジェクトでございます。

こちらの調査ですが、対象とした機関はたくさんありまして、こちらは書いてありますので、読んで頂ければわかりかと思えます。

プロジェクトの影響の緩和策ですが、個人的には相手側の政府でも非常にしっかりとやられているような印象を受けました。ガイドラインで勿論技術協力プロジェクトに対する記載があるのですが、エルサルバドル国内法においてモニタリング等の明確な指示と管理がなされており、特に水質については、モニタリングの報告ということで年に2回、環境省の方に自治体から提出がされておりました。

情報公開も、特にステークホルダーミーティングという形で皆さんに情報公開ということではなくて、市の広報誌だったり、近くの住民に対しては広報のパンフレット等を準備して、そういった形で情報の提供を行っておりました。加えて、近くに住む住民の方々、政府の方に対しては、現地の視察会、実際に足を運んでサイトを見ながら情報の提供を行うという等で情報公開を本プロジェクトでは実施しておりました。

ここでステークホルダーミーティングではなくてインタビューという形で関係者にインタビューをし、その結果としてウェストピッカーに対する生活向上支援が必要であるということから、このプロジェクトでは1つの目玉として実施されておりました。こちらは現地のNGOに実施してもらいながら約9カ月間でやられたものです。

住民移転なのですが、第二期の工事をすべく、地域に3家族のウェストピッカーがいた

ものですから、彼らには政府から移転先に代替地を提案して、適切に合意形成の上で場内に移転してもらったという話を聞きました。

環境社会配慮上の問題点は特に確認の中では何も聞きませんでした。

こちらのプロジェクトにおいては、エルサルバドルの国内法上、EIAの必要はないということなのですが、対象地域になりますサンタ・ロサ・デ・リマ市から環境許可の申請がなされまして、2006年10月に承認がなされました。これらの書類及び説明会等は全てスペイン語で実施されております。

最後、まとめですが、インタビューを実施しましたが、意見を抽出する上での難しさというのが、既存の処分場と新しく建設している処分場の違いが住民にはわからないという方が非常に多くて、既存の処分場の、今は改善してきれいになっているのですが、昔のイメージを引きずったまま意見を述べられる方が非常に多かったのではないかなと考えます。しかしながら、そういったことを参考にしながら、今後もプロジェクトを実施するものですから、プロジェクトの情報を皆さんに適切に提供して頂ければよいと考えております。

以上です。

原科座長 どうもありがとうございました。ちょっと時間がかかりましたが、やむを得ないと思います。

それでは、今の御報告、おかげさまで様子が少しわかったと思いますけれども、何か御質問等ございましたら、簡単にお願いたします。

松下委員 どうも御報告ありがとうございました。

二、三確認ですが、これはエルサルバドルですかね、14ページの(10)のその他のところで、「JICA環境社会配慮ガイドラインは、複雑で難解であった」という記述があって、まとめのところでも、「実施機関からは、ガイドラインが複雑で難解との指摘があった」とありますが、これはこういった趣旨で複雑で難解であったという指摘だったのでしょうか。

事務局(宮崎) さっきもちょっとお話しさせていただいたのですが、ガイドラインに書いてある手続と、国内法もあるということで、それらをいかに活用しながらプロジェクトを運営するのか、ないしは調査を実施していくのか明確でないところが一部あったというところが難しかったのと、調査を実施する上でJICAないしは各関係機関に対していかなる文書や手続が必要かということがガイドラインにはもちろん書いてないということ

もあって、相手国政府側の対応もあり、そういったところが非常に対応が困難であったというような話を聞きました。

原科座長 ほかにございますでしょうか。

中山委員 ありがとうございます。非常にいい調査だったと思います。不十分なところは多分あると思うのですが、私も非常に新しい発見をしたのではないかと考えています。

まず、今、松下先生が言われた点、難解であるということで相手国政府の法律との違いということがやはり出てきているというのが1つあります。

それから、私はこの点が気になったのですが、最後のウェストピッカーですか、こういったところまで配慮しているような案件があるというのが何か、私どもも、こういう案件を選んでいただいて 技術協力プロジェクトというのは無償とか有償に比較して目立たないのですが、こういうプロジェクトで逆に環境を改良しているプロジェクトなのだけでも、違った面での環境にも配慮しなければならないという非常にいい例だと思います。こういう例を選んでいただいて本当にありがとうございます。

もう1つ、9ページですが、(10)のその他の最後のところに、「地域社会に混乱を引き起こす原因にもなりうるため、状況に応じて柔軟に対応すべきであるとの提案があった」とございますね。例えば、これはF/Sの段階でやっているの、プロジェクトが進んできた場合は地域住民に対して非常に丁寧に説明する必要があるし、ただ、F/Sの段階でどの程度やっていいかというのは、プロジェクト本体をやらない場合もありますので、非常に地域の人に不安を与えるので、この辺についてはやり過ぎるとまずいというような考えもございますので、非常にこれはいいというか、こういうことがあるということは大事な点だろうと思います。ぜひこういった点を将来のガイドラインの改訂に生かしていただければと思います。

以上でございます。

原科座長 これをやり過ぎるとまずいという意味ですか。

中山委員 やり方がまずいというのではなくて、段階があって、F/Sの段階で余りやってしまうと、本当にこんなプロジェクトができるのではないかとということで、用地買収にかかりそうな人は非常に心配になるのです。例えばダム等をやる時に土地の値段が上がったりしますので、地域住民はかなりセンシティブになるのですね。土地を買い占めたりする人がいるので。だから、余り頻繁に情報を与えてしまうと混乱を招くこともあるということでございます。

原科座長 ほかにございますでしょうか。

清水委員 御説明ありがとうございます。沢山質問とコメントがあるのですが、この場では幾つか大きい点だけ申し上げます。

まず1点目ですけれども、1つ目のフィリピンに関する案件で、4ページ目の(7)を見ると、「住民に対する説明としては、十分であったと考えられ」とあります。さらに(10)のところでは、「プロジェクトを知っているかの認識は、現時点でも高い(71%)」と書かれているわけです。一方、(4)を見ますと、住民がプロジェクトに関する情報を得た方法としては、口伝え、恐らくこれは近所の人に聞いたということかと思えますけれども、その理解が間違っているようでしたら教えていただきたいのですが、とにかく口伝えが55.6%で、ステークホルダー協議が8.5%である。一方、ステークホルダー協議は計18回も開いている。つまり、ステークホルダー協議を18回も開いているながら、住民の8.5%しかステークホルダー協議によって事業について知らされていないとも読み取れるわけですが、まとめにはそういった文脈では書いていないので、もっと違う観点から見た結論もあり得るのではないかと思います。つまり、ステークホルダー協議への参加状況ですとか、どうしてこんなにステークホルダー協議に呼ばれていないのかという分析も必要ではないかと思います。それで、事業の存在について知っている人が71%、91%などあったとしても、近所の人に聞いた場合、また聞きになっていき、果たしてどこまで正確な情報として個々の住民に伝わるかも疑問です。また、情報の量としても本当に十分に伝わっているのかわからなくなってしまいます。従って、この結論の導き方についてももう少し御検討いただければと思いました。

2点目は、先ほどの話にも出たまとめのところですが、プロジェクトの進捗に変化がないにもかかわらずステークホルダー協議を3回重ね、しかも同じような内容の協議を3回行ったと御説明があったわけですが、JICAのガイドラインではもともとスコーピング時と環境社会配慮の概要検討時、それから最終報告と案が作成された段階について一連の協議を行うと書いてありますので、それぞれの段階において協議の内容は本当は違うはずなんですよね。御説明ですとそれが同じ内容であったというので、どうもそのあたりがよくわからなかったのが、混乱が見られた原因というのは3回重ねたことだったのか、それとも説明の仕方に何か問題があったのか、この点ももう少し御検討いただきたいと思います。

あとは細かい点でたくさんあったのですが、とりあえずその2点です。

事務局（渡辺） 御指摘ありがとうございました。

フィリピンのCALA道路につきましては、御指摘を踏まえてさらに分析したいと思います。

ネパールのアッパーセティのステークホルダー協議につきましては、調査の進展に応じて説明内容は違っているのですけれども、住民の関心事項が、例えば自分が移転の対象になるかどうか知りたいという方にとっては、あるいは補償はどうかというのを知りたい方にとっては、このプロジェクトがいつ実現するのかというのがわからないという中で同じような質問を繰り返すようになってしまうという趣旨で申し上げます。

原科座長 これは時間がかかりそうなので心配になってきました。私は、先ほど福田さんが言われたように、このガイドラインを改訂するに当たっての情報ということですので、そういった観点からのことで聞いていただきたいと思いますが、そんなことで簡単にお願ひします。

福田委員 2点あります。

1点は、先ほど早水さんもおっしゃったのですが、JICAがこの調査をやったことでどのようにガイドラインの課題なり教訓なりを導き出し、この委員会の場で何を議論すべきだと考えているのかというのをきちんとまとめて出していただかないと、議論の参考にならないと思うのです。その点をきちんとペーパーで示していただければと思っています。

もう1点ですが、今、3回コンサルテーションをやって混乱したという話が盛り上がっていて、おもしろい議論だなと思っているのですが、この混乱の内容をもうちょっと具体的に、一体だれがどのようにその3回のコンサルテーションによって混乱したのかということの説明していただければ助かります。

以上です。

原科座長 今の件はいいですか。

事務局（臼井） いろいろあると思いますが、後程。

原科座長 それでは、山下さん、どうぞ。

山下委員 私の話は基本的な話で、サンプリングのとり方なのですから、各案件ごとにかなりばらつきがあるのではないかという気がします。被影響住民とか被影響世帯がどのくらいあって、かつサンプリングをどのくらいとろうとしているのか、そういった一定の目安があるかどうかということをお伺いしたいのですが。

事務局（渡辺） サンプリングにつきましては、目安をとるといって、調査期間も限ら

れ、開発調査の2件につきましてはかなり影響範囲が大きいということもございますので、例えばある村とか地区を選んだ中でランダムサンプリングを行ったという格好でございます。残りの3件につきましてはそれなりに場所は特定されているのですけれども、被影響世帯として線を引ける場合と引けない場合とありますので、ここもかなり作業可能な範囲でサンプリングを行ったという設定でございます。

原科座長 たくさん手が挙がりましたが、高梨さん、どうぞ。

高梨委員 御説明ありがとうございました。非常にいいインプリケーションとレッスンが出ていると思うのです。ちょっと御紹介しながら。

5ページに「ステークホルダー協議から2年経過して」とあるのですが、御承知のとおりJICAさんでやる開発調査というのは必ずしも資金的な措置、手当てが決まっていない段階でやる調査ということで、たしかガイドラインができ上がったときに各国にそれを説明しにJICAの方が訪問して、私、いまだに覚えているのですが、フィリピンのコメントは、まだ実施するのが決まっていない段階でこれだけ包括的、総合的な調査をやるといのは、現地側に、資金的にも、いろいろな意味で負担がかかるというコメントがあったような気がしています。これもせっかくやった調査の後2年たって、特にフィリピンは難しいのですけれども、そういう面ではガイドラインを一生懸命やりながら、しかしながら実施の方が大分おくれるという場合に、本当にそこまで現地側に負担させていいものかどうかというのが1つのレッスンだろうと思います。

2つ目、今の混乱の関連で、9ページに出てきたものですね。現地側でせっかく自分たちでやっていたながらさらにJICAベースで3回実施したということで、先ほど清水さんのお話にもありましたように、調査団はどうしても3回実施しなさいというのがJICAさんのTORからの指示ということでとらえることがほとんどです。そういう面では、調査団の方は、できるだけ3回実施しなければいけないというストレスの中でやっているのだと思います。ですから、これも、現地側で既にある程度やっているのであれば必ずしも3回しないでいいのではないかと、また逆にそれが混乱を招くというようなことの1つの事例ではないかと思えます。

それから、17ページにあった現地側が管理計画等を作成したというケースですね。こういうケースがあるということは、現地側にそれだけの能力があるということだと思えますけれども、これは無償ということなので、どこまで環境影響調査をやったのかははっきりしませんが、現地側である程度できるという場合に、日本側でそれに対してどう環境影

響調査を支援するか、あるいは環境配慮をしてあげればいいのかというようなところの1つの事例だろうと思います。

それから、23ページに出ているエルサルバドルのケースですけれども、最近でも途上国側で必ずしもEIAを必要としない分野の案件についてJICAのガイドラインではやる必要があるのだということで、現地側とのミスマッチがあるということがあります。これは現地側がJICAさんの意向を酌んで一生懸命やってくれたケースだと思いますけれども、このように現地側にそういう法律的な措置がないところでどうガイドラインを実施するかという1つの事例だろうと思います。

以上の点がレッスンとして挙がったのではないかと思います。

原科座長 私も一言申し上げます。

そういう見方もありますけれども、私はさっきの3回のステークホルダー協議についてはちょっと誤解があると思います。このガイドラインをつくるときの議論は、3回というのは段階でございまして、ある段階で3回という意味ではなくて、3つの段階ですから、全く違うフェーズでやるということで、それを誤解して一遍に3回やったから混乱が起こったのではないかという感じがいたしました。だから、誤解なきよう、しっかりガイドラインの趣旨を伝えていただきたいと思います。同じ段階で何度でもやったら確かに繰り返しになってしまうから誤解してしまう。3回というのは全く違います。スコーピング段階、ドラフトの段階、そしてファイナルですから、全くフェーズが違う。時間が大分あきますから、本当に新しい次の段階の情報なので、今御指摘の点では違うと思います。

高梨委員 これは段階が違うんじゃないかと思いますがね。

原科座長 いや、先ほどの御説明で、同じような段階で3回やったからという御説明がありました。

事務局（渡辺） いえ、これは同じ段階ではなくて、ガイドラインに従いまして、先生が今おっしゃいましたようにスコーピングの段階と概要検討の段階とドラフトファイナルの段階で実施しております。

原科座長 であれば、それは違うはずなのだから、混乱したのならむしろ進め方がおかしかったということだと思いますよ。だから、そういうふうにネガティブにステークホルダー協議をとられてしまうと大変おかしなことが起こります。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

私はJICAのガイドライン実施状況調査に非常に興味を持っておりまして、最初に出

されたバージョンに関して多量のコメントをつけさせていただいたものの1つです。その中に現地調査という提案もありまして、ですからJICAさんがこのような調査を実施されたことは基本的に非常によいことだと考えております。ただ、一方で、この報告に対してコメントをつけるには情報量が非常に足りないと考えております。今非常に議論になっている3回の協議について、JICAさんが一足飛びに3回の協議が混乱を招くもとだったと、私から見ればどういう根拠でそういう結論が引き出されたのかよくわからない根拠を持ち出されていることに関しても、先ほど福田委員がおっしゃったように、どういう人がどういう混乱をしたのかということなしにはこれについて判断できないのではないかと考えております。私も各段階の協議というものは絶対に必要だと考えておりまして、事業の上流段階から事業化の直前、事業化した段階でも協議は必要だと考えているのですが、たとえば実施機関が住民が混乱したようだとコメントしたにしろ、一足飛びに3回の協議が問題だったという結論を導くには余りに根拠が薄弱ではないかと思いました。

いずれにしても、この報告に関してはもう少し情報量を、これは速報版と伺ったので、恐らくもう少し書き込んだものをつくられると思います。そのドラフトを公開されて、それについて再度コメントさせていただきたいと思います。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。

では、田辺さんどうぞ。

一般参加者(田辺) JACSESの田辺と申します。

3点ございまして、1点目は、先ほど渡辺さんの方から、日本語がサマリー版で英語が本体ということだったのですが、そもそも委員会の資料であるということと同時に、この調査の本体のレポートが日本語をベースとして書かれておりまして、それがなぜ追加版だけ英語になるのかというのがよくわからない。基本的には日本語・英語、両方同じものをつくっていただきたいと思っております。

2点目は、この案件をどうやって選んだかということがこの中で明らかになっていなくて、こういうのを選ぶときにきちんと根拠立てて選んでいかないと何らかの作為が入る可能性がある。そういったことをきちんと根拠立てて、どのような理由で選んだのかということを示していただきたいと思います。

3点目は、個々の案件の(6)で「ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映」ということが書いてあるのですが、すべての案件において、具体性が余りなく結果

が反映されたということが書かれている。ここはきちんと、どういうステークホルダーの意見があって、どういうふうに反映されて、反映されなかったのはどういうことなのかということをお明らかにすべきだと思います。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。今おっしゃったことは私もさっき申し上げましたけれども、やはりそういうことでお願いしたいと思います。

早水委員、どうぞ。

早水委員 2点指摘があります。まず、今の混乱を招いた話と、さっきの難解であったということですが、ほかにもあるかもしれませんけれども、要するに今ここに出ている中ではこの2点がガイドラインに反映すべき話だと思うのです。例えばさっきの難解というのはどういう意味かというのは御説明されたと思いますし、混乱の話も御説明がまだあると思うので、その原因とかをきちんと解析をして、ではどうすべきなのかというのを出しただけが大事だと思いますので、そこをぜひお願いしたいと思います。特に、この「3回」というのは現地の手続との調整の問題も入ってくると思いますので、そこも明らかに。もう3回現地で終わった後にこれが入ったのか、同時並行なのにそれぞれ手続が違うからそれぞれやってしまったのかによって大分違うと思いますので、その辺も明確にしていいただければと思います。

あと1点だけ簡単な質問ですが、1はまだ事業化されていないようですが、2、3、4は今どういう事業段階になっているのでしょうか。まだ工事とかは始まっていないのでしょうか。これは参考までに知りたいだけなのですが。

事務局（渡辺） 5件ございますけれども、開発調査の2件はまだ事業化になっておりません。3、4の無償資金協力はE/Nが結ばれて工事の段階に入っております。5番は技術協力プロジェクトでございますので、これは実施中の案件でございます。

早水委員 3、4は工事中なのですね。

事務局（渡辺） そうです。

原科座長 よろしいでしょうか。

時間が大分過ぎましたので、この辺で区切りをつけさせていただいてよろしいですか。

それでは、フロアからもう1人だけお願いします。

一般参加者（神崎） FoE Japan の神崎です。御説明どうもありがとうございました。

1つは確認と、1つはコメントですけれども、渡辺さんの御説明で8月中に報告書を上

げて現地国政府に確認されるとおっしゃったかと思うのですが、この確認というのは、ドラフトのようなものを現地国政府にお渡しして内容を見ていただいて、必要があれば修正なども含めての確認をされるということでしょうか。これが質問です。

それから、先ほどから皆さんもおっしゃっているのですが、私も、多くのところについて根拠がよくわからないというのがこれの全般的な感想でして、この5件のうちの幾つか、例えば(6)に「ステークホルダー協議結果のプロジェクト計画への反映」という項目がありますけれども、その協議の結果はE I Sに反映させているとか、E I Aに反映されているというような言葉はありますけれども、では何が出て、どういうふうに反映されたのかとか、そういうあたりもぜひもう少し詳しくお出しただけないかなと思っております。

事務局(渡辺) 1点目についてだけ御説明しますと、相手国に対して、レポートでこれで公開して構わないかという確認をした上で報告書の公開をしたいと考えております。

原科座長 公開していいかということを確認すると、これはどういうことですか。公開していいかを確認する必要はありますか。趣旨としては研究会資料としてつくるわけですね。

事務局(渡辺) いえ。研究会資料としてということではなくて、まさしく運用実態確認報告の一環として実施しております。ですので、例えば実施機関がこのように言っていたといったようなことも入ってくるわけです。

原科座長 そういったことですか。中身の記載事項に関して確認すると。

よろしいですか。

それでは、時間も大分迫りましたので、ここで一区切りつけます。もう1つ御報告がございます。今度は国際協力銀行の方です。

時間はどうでしょうか。 では、ちょっと休憩を入れましょう。3時半から再開。10分ほど休憩を入れまして、それから再開します。

午後3時18分 休憩

午後3時29分 再開

原科座長 ほとんどおそろいのようなので、1分ぐらい早いですが、再開いたします。

最初に、高見委員、御紹介ください。

高見委員 本日おくれて参りまして大変申しわけございません。今回から委員を務めさせていただきます、財務省の高見と申します。どうぞよろしくお願いたします。

原科座長 よろしくお願いたします。

それでは、次は国際協力銀行からの調査報告でございます。資料 8 - 1 - 2 になります。「『環境社会配慮確認のための国際協力銀行ガイドライン実施状況調査（海外経済協力業務）』の補足調査結果について（速報版）」という資料がお手元でございますが、これを御説明いただきます。

事務局（杉本） それでは、円借款関係の調査結果につきまして御説明させていただきます。

まず、資料に入ります前に全般的なお話をさせていただきます。案件の選定基準、調査方法、あと各案件に関する全体的な進捗状況等、共通する事項も多いものですから、冒頭説明させていただきます。

まず案件選定基準ですけれども、これは現行のガイドラインについての調査ということで、これがフルに適用されている案件の中から、カテゴリ A の案件を中心に、住民移転や用地取得といった環境社会配慮が必要であると考えられる案件をピックアップしています。あとは、進捗がそれなりにあって教訓等々が引き出せる可能性が大きいと考えられる案件を選んでおります。それに加えて、これまで外部の方々からいろいろと御指摘をいただいた案件がこの候補群の中にある場合にはそれも選ぶということで検討いたしまして、資料の 1 ページ目に案件が 6 件出ておりますが、これを選んでおります。ベトナムから 2 件、インドから 2 件、インドネシアから 2 件、計 6 件の案件でございます。それぞれの案件につきましてどこにプロジェクトが位置するかを示すということで、資料の一番最後の 3 ページに地図を添付させて頂いておりますので、こちらも御参照いただければと思っております。

引き続きまして調査方法、今回こういった形で調査を行いましたということですが、実施中の案件となっておりますので、まず実施機関へのヒアリング確認を行っております。これに加えて、物の見方をなるべく多くの視点、角度から見るということで、プロジェクトに関する被影響住民、事業の関係者、間接的な被影響者もできる範囲で調査対象とし、関係する NGO 等の団体があればそういったところに対してもヒアリングを行うということで、調査形式としましても、個別に一軒一軒訪問するような形をとったり、どこか

に集まってもらって集会形式で話を聞くというような方法を適宜状況に応じてとる形で調査しております。

この6件の全体的な進捗状況ですけれども、いずれの案件も2004年度又は2005年度にL/Aが締結されたという案件になっております。進捗状況としましては、コンサルタントが既に入っており、詳細設計、即ちデザインが大体終わって、これからコントラクターが入ってくる、即ちコントラクターが調達中もしくは調達準備中というようなステージの案件になっております。従いまして土木工事等のフィジカルな動きが開始された案件は入っていないという形になっておりますが、先ほども申し上げましたとおり、現行ガイドラインの適用案件ということになりますと承諾時期がどうしても2004年、2005年度以降の案件になりますので、こういう状況になっております。加えまして、用地取得、住民移転等々については、まさにこれから行うということで詳細設計の結果等を踏まえて相手国政府内での準備を行っている、もしくは、一部の案件については先行する部分について住民移転なり用地取得が始まっているといった状況になっております。

これを踏まえまして、案件の具体例につきましてできるだけ簡潔に御説明させていただければと思います。

ページをめくっていただきまして、ベトナムの2案件からいかせていただければと思います。

まず1件目はファンリー・ファンティエットという名前の灌漑事業でございます。これはベトナム南部で約1万ha程度の大規模灌漑を行うという事業です。進捗状況は先ほど申し上げましたとおりです。これには、有識者委員会のメンバーでJ B I Cの環境ガイドライン担当審査役を務めていただいております松下先生にも同行いただいております。

聞き取り対象者としてしましては、2ページ目の4(3)にあります。事業実施機関、関係人民委員会、被影響住民といったところを回っております。

調査結果の概要は5以下に書かせていただいております。大きく分けまして2つの構成になっておりますが、まず(1)で述べておりますのが、以下調査報告書で共通しておりますが、アプレイザル等々の環境レビューの際に、プロジェクト実施主体等による環境社会配慮内容及びJ B I Cの方で実際にどんな確認を行ったか再確認したというような内容になっております。

(2)のところで、その環境レビューの結果を踏まえてどういったアクションがとられてきたか、もしくはとる予定かということになっておりますが、冒頭に申し上げましたと

おり、フィジカルな土木工事等々がまだ始まっていない案件ですので、(2)については、こういった予定であるというようなことを確認してきているというようなところもちょっと含まれているというのが全体的な内容になっております。

この灌漑案件につきましては、まず環境レビュー時の確認ということですが、(1)の にありますとおり、EIA報告書、住民移転計画書等に関しまして、EIA報告書は承認された後に公開されていて、閲覧やコピーが認められている。これは住民移転がありませんので用地取得だけになっておりますが、用地取得計画書についても、レポートそのものは公開されないのですが、ベトナムの場合は人民委員会が軸になって用地取得のプロセスを進めるという中で、情報そのものは開示されつつ行われていくという特性がございます。その中で、基本的にこの中に含まれている情報については公開されていくというような手続に今後なっていくことになっております。

そういったEIAの報告書、用地取得計画書等々をつくるに当たってのプロセスを で書いておりますが、手続としては基本的に現行のガイドラインに沿った形で実施されております。その協議のプロセスの中で、当然ながら説明会等々やるといろいろな話が出てきて、本件の場合には、土木工事中の農作業への影響、肥料の使用量増加による水質汚濁等々について意見が出ておりますが、こういった事項については既にドラフトが作成されていたEIA報告書の中で検討済みであったということで、結果的には大きな変更は生じていないという状況になっておりました。用地取得に関しましても、対象地域を分けて住民協議を7回実施するという形でつくってきております。

ただ、これはもう1件のベトナムの案件にも共通するところですが、プロジェクトの実施スケジュールが諸々の事情があって遅延しておりますので、2004年に行われましたEIA及び用地取得の計画に関する住民協議の中でその内容について説明を行っているのですが、その後こういったものを開催する機会がこのガイドライン上の手続ということでは起きていない。ただ、こういった協議を行った上で計画をまとめて、そこから実際に用地取得・住民移転が発生するに至るまでに、この円借款の特徴というところがあるかもしれませんが、ちょっと時間を要しているところがありますので、今回の調査の中では、特に被影響住民からは、そういったスケジュール的な話、用地取得がどうなるのかというようなことについてタイムリーな情報提供を求めたいというような要望が出ておりました。

今後の話を(2)のところで書いております。基本的に、環境社会面、実際に土木工事

が今後進んでいく中でどういった緩和策が講じられるかということがことについては、詳細設計の中でもつくられております環境関連計画に沿ってきちんとやっていきますということを実施機関の方では説明しております。

特に、用地取得、住民移転 本件では用地取得のみですが に関しましてはまさにこれから開始されるという段階でして、補償金は省の人民委員会の定める単価に基づき土地の引き渡し前に全額支払われるというようなこと。あとは、政府の用地取得令に基づいた形で各種のアレンジメントがなされていくということがもう既に決まって手続が今後行われていく予定になっております。

あと、この案件につきましては、 にありますとおり、プロジェクトの対象地域の中に少数民族が居住しているところがございます。特にこの地域は歴史的な話もあってこういった少数民族が居住している地域が幾つかありますが、このプロジェクトに限って御説明しますと、実際にそこを訪問しましていろいろとインタビュー、聞き取り調査等も行いましたが、中華系の少数民族がいるのですけれども、実際の生活はほとんど普通のベトナム人に同化しているというところもあって、用地取得等々が出る場合には通常のベトナム人と同様のプロセスが行われることになっております。それに関して特段不満ということはインタビューの中では出てはきておりませんでした。ただ、少数民族ということで、村の人民委員会がアレンジしています融資の中で無利子の貸し付けが利用可能というような優遇措置がとられるということになっています。

めくっていただきまして、4ページの に異議申し立てについての調査経過を書かせていただいております。これにつきましても次のベトナムのもう1件と共通になるところが多いのですけれども、人民委員会の制度を活用した形での苦情処理の対応がなされるというのがベトナムの特性になっております。すなわち、何かあれば村の人民委員会が苦情を受け、そこで解決しなければ郡のレベルに上がり、さらには省のレベルに上がるという形、これが公共事業等々一般について用いられる形ということもありまして、本件について何かあれば人民委員会に行っているいろいろと話をするんですよねということで、こういった手続については被影響住民の中でもかなり理解されているということが調査の結果として出てきております。ただ、括弧書きで書いておりますが、J B I Cの異議申し立て制度については残念ながら余り認知されていないということもございました。

最後に、モニタリングの結果を実施段階でどうしていくのかという話につきましては、DONREというEIAを承認する機関がございますが、そこが管理を行って、求めに応

じて外部に公開される予定ということで、基本的にはできる範囲で外部に情報は公開して
いこうという姿勢が伺われる対応にはなっておりました。

以上、ファンリー・ファンティエット灌漑事業でございます。

めくっていただきまして、5ページからはベトナムのもう1つの案件、国道3号線ネッ
トワーク整備事業の報告でございます。

前の案件と共通事項がありますので、そこは割愛させていただきますが、現地調査の対
象としてはほぼ同じでございます。事業実施機関、関連の人民委員会、これはいろいろな
レベルに回っております。あとは被影響住民ということで、これは道路を新設する事業に
なりますので、そのサイトに行って、ここを通るといふ地点を確認し、実際そこに住んで
いる人、すなわちまさに通るところの田んぼを持っている人ですとか、一部どうしても避
けられずに集落をかすめるようなところがありますが、そこで自分の家に路線がかかって
くるような人たちを中心にインタビューを行っております。

5の(1)で、EIA報告書、住民移転計画書等の作成及びその情報公開について書い
ておりますが、手続についてはガイドラインに従った形で行われているということと、公
開もなされているということで、結論としては前の案件と同じになっております。 の最
後のポツにありますとおり、やはり時間がかかってしまったということで、住民協議以降
時間があいてしまっていますので、その間タイムリーな情報提供をしてほしかったとい
うような話がありました。これについては、両案件ともですけれども、実施機関も同行して
いますので、その場で彼らも話は聞いていますし、別途ミーティングの中でこういった点
をきちんとやっていく必要があるということは申し入れをしているところであります。

(2)で、今後実際に工事が始まっていく中、完成後の供用のところでこういったアレ
ンジメントがなされるかということですが、基本的な考え方は前の案件と共通と言
えるかと思えます。

では、田んぼの中を突っ切っていく新しい道路ができるということで、当然、そこで
稲作をやっている人たちは、灌漑排水路が影響を受けないかですとか、農道が遮断されて
自分の田んぼに非常に行きづらくなるようなことがないのかということを心配しています
けれども、そういった点は設計の中でも技術的に解決できる部分は盛り込まれておりま
すし、工事中のいろいろな影響については緩和策を講じるということで、環境管理計画が詳
細設計の中であつております。

で書いておりますのが、主に今後実施される予定の住民移転の話になっております。

基本的な考え方は前のものと同じですが、ベトナムの場合、住民移転に関してはプロジェクトの実施主体ではなく人民委員会、日本でいきますと地方自治体の実施することになっておりますので、それに従った形で記述させていただいております。

にありますとおり、線形の決定においては、病院ですとか地域社会の一部を形成する寺院ですとか、そういったものはできるだけ避けるような形で設計がなされております。ですので、こういったところについては移転するとかそういったものは基本的にはないか、もしくは非常に限られているという状況になっています。

7ページ、 の苦情処理については先ほどと同じでございます。

の今後のモニタリング結果のステークホルダーへの公開についても先ほどの案件と同様という形になっております。

以上、ベトナムの2案件の御報告になります。

続きまして、8ページからはインドの2案件について報告させていただきます。

1件目が森林セクター開発事業ということで、植林の案件ですけれども、これはほかの案件と若干毛色が違っておまして、特に住民移転ですとか用地取得が出るという案件ではありません。カテゴリもほかの案件とは違い、環境改善上のスクリーニング結果のカテゴリはBという案件です。案件の概要としましては、住民参加型の植林及び生計改善活動等を行いつつ、この対象地域のオリッサ州というところは森林の荒廃が進んでいるところですので、ここで森林再生のために植林活動を行っていくという案件です。

調査対象としましては、実施機関に加えまして、実際、今、この案件につきましては事業が動き始めておりますので、事業を実際に進めていく共同体でありますV S Sというものについて、サイトを2つ選んで、この中でできるだけ多くのV S Sを回っているいろいろな意見を聞くということに調査では努めました。あとは現地に関連のNGOがありますので、ここについてもできるだけ回るということをやっております。実際に回ったところは、この8ページに記述しているとおりでございます。

調査の概要ですけれども、 は先ほど申し上げましたとおりです。

9ページに行ってくださいまして、 というので、この案件の柱は、参加型の案件ということで、どうやって現実的な形態を組成しつつ植林活動を進めていくかというところですが、事業実施前には、適切な条件を備えた地域を選定することにとどまっておまして、ほかの道路とかの案件で行われているようなステークホルダー協議は特段実施されておりました。ただ、事業の実施段階において、メディアの活用ですとか、

実際に実施機関のスタッフがサイトを訪問するといったことで情報をどんどん提供していった結果、この事業実施の中で村がみずから応募して事業対象村が選定されていくという合意形成のプロセスが確立されてきていることに確実に至っているというのが現状になっております。そういったテレビ広告等のメディアも活用しておりますので、この事業がどういった趣旨で行われているということも含めて関係者にはかなり周知されているのかなというところが調査結果としてはございました。

(2) 以降で今後の実施及びモニタリングに関する話ですけれども、 にございますとおり、今プロジェクトが始まったところではあるのですが、いろいろな準備作業等々で就業機会が出ているということで、仕事による収入が以前に比べてふえているということがインタビュー結果では出てきております。

また、 の社会的弱者に関係した点については、この実施のグループになりますV S Sというものが、指定部族、カーストグループ、社会的弱者等のすべてを含む森林管理共同体という形になっておりますので、いろいろな物事を進めていくに際しての判断や課題がこの共同体を通じてなされていくということで、以前と比較して村の一体感が強まっているというような意見もインタビューの結果出てきております。

10ページに行ってくださいまして、 で苦情処理、何か問題があった場合の処理ということで書いておりますが、V S Sの中で、リーダーですとか対外機関との連携を務めるアニメーターといったような人たちから成る委員会ができていまして、こういった中でいろいろと問題に対応していく体制ができています。ここでもJ B I Cの異議申し立て制度自体は認知されていないのですけれども、O D AマークですとかJ B I Cのロゴがついたニュースレターですとかポスターがかなりありますので、何かあればJ B I Cに話を持っていくということでいいんですよというような話が関係者の一部からは出ておりますので、何か苦情等々があった場合の受付窓口としての役割が期待されているところはあるのかなと認識しております。

にモニタリング結果の公開等について書いております。そして、モニタリング結果ということではありませんが、その活動状況については実施機関であります森林局が積極的に外部へ公開を行っているということを確認しております。

続きまして11ページに行ってくださいまして、インドのもう1件の案件でございます。これは南部、I Tで有名なバンガロールという都市に輸送システムを建設するというところで、路線図等はつけておりませんが、バンガロールの町の中で一部地下、一部高架の都市

高速鉄道を建設するという案件になっております。これにつきましてはベトナムの2案件と異なりまして、3にございますけれども、一部既に用地取得ですとか住民移転が発生しておりますので、以下の報告ではその点も含めての説明ということになります。

調査対象は4の(3)以下にございますが、ここでも、実施機関、移転対象住民、都市交通公社の運転手、オートリキシャ関係者ということで、こういった都市交通システムができると何らか自分の職業に影響が出るであろうという、B M T Cの運転手、要はバスの運転手ですけれども、あとは町中で乗客を拾っているオートリキシャですとかその関係者といったところもできる限り回って意見を集めることに努めた次第です。あと、N G Oも1件訪問しております。

5以下に調査概要でございますが、E I A報告書について、インドの国内法規上鉄道事業についてはE I Aの実施は必要ないというところはあるのですが、これについてはJ B I Cのガイドラインに従った形で、カテゴリAの案件ですのでE I A報告書をつくっております、事務所での公開とともにウェブサイトでの公開も行っているということで、よりイージーにアクセスできる体制が整えられております。

12ページに参りますと、実際にどういったプロセスを踏まえて作成されたのかというようなことを書いております。E I A報告書については住民協議を5回実施、そのプロセスにおいては英語の新聞及びローカル言語の新聞等々で事前に告知を行ったり手紙を送付したり掲示板に掲示を出したりということで告知をして、住民協議を開催するという努力を実施機関がやっています。オートリキシャ組合との協議は2006年12月に実施されています。また用地取得、住民移転に関しましても、ここにありますように事前のプロセスである住民協議を踏まえてやっていますが、特に移転等々に関しては個別にいろいろな話をしたいというものもあるということで、実際それに対しても実施機関が対応を行っていることを確認しております。ただ、その一番最後にありますけれども、実施機関はかなり努力しているところではありますが、テナントの利用者、ある意味テナントの所有者ではなくて、そこの利用者ですとか不法住民、スラムにいるような人たち等々については、インタビューをできるだけやっていく中で、そのうちの一部の人たちについてはそういった説明を聞いていないというような話が出てきたところも一方ではございました。

(2)で今後の件についてまとめておりますが、工事を実際に行うに当たって問題となります粉塵ですとか町中の交通等々については、それをなるべく回避する、緩和することでプランが既に作成されておりますので、今後、実施段階ではそれをきちんとモニ

ターしていくという形になるかと思っております。

で、主に住民移転関係、補償関係について書いております。既に優先的に用地取得をしていかなければいけないところから用地取得・住民移転が行われておりまして、これについては比較的妥当な内容であるというインタビュー結果が調査の結果出ているのですけれども、一方で、先ほどもちょっと触れました不法住民等々へのヒアリングの結果では、補償額が十分ではないといったような意見も出てきております。特に、ガイドライン上は合法か非合法かということについて区別して扱うことにはなっておりませんので、J B I C側からのアプレイザルでの働きかけもあったかと思えますけれども、スラムに居住する住民のためには別途移転先を確保していくというようなことも今後行う予定で、今、実施機関の方でプロセスを進めているという状況になっております。

13ページに参りまして、で苦情処理機関の調査結果を整理しておりますが、何か苦情等々あれば受け付けるということで実施機関の中に窓口が設置されております。このインタビューした対象の住民の一部はこの件を既に知っておりまして、この窓口を利用したケースも実際に出ていると聞いております。

で今後のモニタリング結果の公表ですけれども、先ほど、E I Aをウェブで公開していると申し上げましたが、それ以外の情報、ここにありますとおり、改訂環境モニタリングプランですとか、地下水脈の調査結果ですとか、大気質、騒音・振動等の現況調査結果ですとかそういったものも実施機関がウェブサイトで自主的に公開しているということを確認しています。いろいろなモニタリングの結果については別途外部のコミッティーでモニタリングを行っていくということになっています。

は、先ほど申し上げましたバスやオートリキシャの運転手等、事業によって直接間接に影響を受ける人たちについても、できた後、駐車場確保等々こういった形でなっていくのかというようなところについて一部見えませんねという懸念はありますけれども、全体としては交通渋滞の緩和ということで、プロジェクトについては賛成という声が多く聞かれたというのが調査結果になっております。

原科座長 ありがとうございます。

時間が大分たってしまったので心配になってきまして。あと2つは大体同じような感じになりますでしょうか。ポイントだけ言っていただければいいと思いますが。

事務局(杉本) わかりました。では、もう少しスピードアップします。失礼しました。インドネシアは2件でございます。

前者の案件は総合水資源・洪水対策事業ということで、このスマランという町は扇状地のようなところに展開していますので、その上流にダムをつくって水量のコントロールを行うとともに、下流での洪水の原因となっています河川等々の改修を行っていくというようなところを主なコンポーネントにした事業でございます。

調査概要につきましては、基本的に（１）にありますところは、公開については求めに応じてE I A報告書等々が公開されているという点、プロセスについても住民協議を実施しているということが調査結果としては出ております。ただ、これも先ほどと共通ですけれども、2005年に住民協議を行っておりますので、その後、実際にプロジェクトが始まる前に時間が多少必要だということで、その後どうなっているのだというような情報を求める声があったというところがございます。

（２）で今後の話でございます。主な点としましては、一部始まっております住民移転に関して、の2ポツ、3ポツのあたりで書いておりますけれども、一例を申し上げますと、河川改修をするということで、現状の川沿いにかなり不法商店等々が建っていますので、それを移転する必要があるということなのですが、道路の向かいの商店、こちらは合法の商店の並びの上に二階屋をつくりまして、そちらに移転してもらおうということで、商売上の話も含めてなるべくインパクトを抑えていこうという取り組みをやりつつ事業を行っているということを、実際に現場を訪問して確認しております。

16ページには、 ということで、苦情処理の話を書かせていただいております。

17ページ、最後の案件ですけれども、港へのアクセス道路を建設するという事業でして、これも現地調査での訪問先はこれまでとほぼ同じ内容になっております。

E I A、住民移転計画書等々の作成されたものの公開及び作成プロセスについてもほぼ同じ結果でして、プロセスとしては住民協議等々をやりつつ物がつくられてきているということが関係者のインタビューの結果として出てきております。

あとは、これもまだ工事が未着工ということで、モニタリングは今後という話になっていきますが、実施中のモニタリング結果についてはなるべく外部に公表して周知していくつもりということは実施機関から確認しているところであります。

済みません、最後はちょっと駆け足になってしまいましたが、報告は以上でございます。

原科座長 どうもありがとうございました。6つの事例を御紹介いただきました。

それでは、今御紹介いただいた件に関しまして御質問がございましたら、お願いいたします。

清水委員 御説明ありがとうございます。

まず全般的なことなのですけれども、今後の進め方等につきましては先ほどのJICAの進め方と同じということによろしいでしょうか。

事務局(杉本) はい。

清水委員 もう1つ、今度はこの調査に関する質問ですけれども、まず1つ目は、すべての調査において、(1)が環境レビュー時のもので、(2)が環境レビュー後のものに関することと書いてあるのですけれども、内容を見る限り、さらに今の御説明を聞く限り、レビュー時とレビュー後というよりはむしろ現状と今後という認識なのかなと思いました。というのも、私が(1)と(2)のタイトルを見る限り、(1)で指摘されている問題について(2)でどのように対応されているのかということが書かれているのかなと思ったのですけれども、そういうわけでもなく、(2)のところでは今後こうする予定というようなことが書いてありまして、ちょっとそこは混乱してしまいましたので、御説明をお願いいたします。事例で言いますと、例えば12ページ目の上から5ポツのところですが、「但し、テナント利用者……説明を受けていないとのこと」と書いてあるのですけれども、これが環境レビュー時にわかったことだとしたら、(2)のところでは、その対応がどうだったのか、つまり環境ガイドラインに照らし合わせてどのような対応がその後なされたのかということが書いてあるのかなと思ったら、そういうわけでもないで、ちょっとこれが疑問に思いました

あと2つなのですけれども、住民協議に関するところで、何回開催したかということは書いてあるのですけれども、さっきのJICAの調査にもありましたけれども、今回サンプルを行った中で果たしてどれぐらいの人たちが住民協議によって事業の説明を受けたのかということについての結果がもしありましたら教えていただけますでしょうか。というのも、さっきのJICAの調査を見ましても、何回も協議を重ねていながら、実はそこでカバーされていた住民があまりいなかったということは十分考えられますし、例えば私がスマランのこの事業で現地に行ったときにも、やはりコンサルテーションで説明を受けていなかったと言っていた人もいましたし、そのあたりがどの程度これでカバーできていたのかというところは、もしも情報をお持ちでしたらと思いました。

3点目、EIAと住民移転計画書の公開なのですけれども、基本的にこれは公開されていると全部の案件で書いてあったと思うのですけれども、いろいろな案件を見ても、公開されていると一言で言っても、実はその文書に住民がたどり着くまでにかなりのハー

ドルが高いことが非常に多いと思うのです。例えば行政の中をたらい回しにされて何カ月もE I Aなり住民移転計画書を入手することができないとかということがよくあります。私の知っているスマランの例でも数カ月に及んで住民がアクセスできていない。これはE I Aではなくて住民移転計画書で、今J B I Cさんに対応いただいていると思うのですけれども。そういう状況がありますので、公開といったときに、ほかの案件についても同様なのですが、実質的な公開がどの程度確保されていたのかというあたりは、もしも情報が入手可能でしたら調べていただきたいと思いました。特に住民移転計画書に関してなのですが、私たちのN G O提言の中で、住民移転計画書、事業の概要、影響、補償の内容ですとか、そういったことについて被影響世帯各世帯ごとに配布するべきではないかという提言をさせていただいています。そういう観点から言いますと、例えば住民移転計画書のアクセスが悪い、もしくは協議でもほとんど被影響住民がカバーされていないということになりますと、やはり各世帯へ確実に情報を提供することが必要になってくると思いますので、そのあたりの情報につきましても御教示いただければと思いました。

以上です。

事務局（杉本） 順番が逆になりますが、2番目、3番目に御指摘いただきました点については今手元に情報があるわけではないので、ただ調査の中では入手しているような事項もありますので、最終報告書をまとめる中でその点もできる限り明らかにして分析していきたいと思っております。よろしくをお願いします。

1番目の5の調査概要の(1)(2)につきましては、時系列ということで見ますと、これは(2)にあった方がというようなところも出てきているかもしれないのですけれども、気持ちとしましては、アプレイザルを中心にして、環境レビューの際にこういったことをやりますと約束していた事項がどうなったのかということについて、それに関連する情報についても一部まだオンゴーイング、それ以降進んでいてまだ終了していないものもあるかもしれないのですが、そこに一緒にまとめて載せた方が情報としては見やすいのかなということで、そこに載せたということで、それ以上の意図はありません。

原科座長 高橋委員、どうぞ。

高橋委員 どうも御説明ありがとうございました。N G Oの高橋です。済みません、このところ大学の授業との関係で余り出られなかったので久々に出てきたのですけれども、それでなかなか議論に追いついていくのが大変なのですが、今日もこの後予定があって退席しないといけないものですから、1点だけお聞かせいただきたいと思います。

住民協議の部分で、どれだけ住民が自由に意見が言えるのかというところが私としては非常に気になっていまして、特にベトナムという国においてどれだけ住民が自由に意見が言えていたのかなというのが気になっていたところではあるのです。その意味で、1件目の案件でも、例えば、今回の調査で聞き取りしても、同じような意見があって内容に大きな変更は生じていないとなっていたり、少数民族の部分でも通常の手続や補償が行われる、という結論にはなっているのですけれども、そのあたり本当に住民は自由に意見が言えた結果なののでしょうか。今回の調査もそうなのでしょうけれども、例えば住民から意見を聞くときにベトナム政府が同席しながら意見を聞かざるを得ないという状況の中で何らかのバイアスがかかったりとか影響を受けたりということは私どももよく経験しています。そのあたりについて、再調査した時の感触でも結構なのですから、お聞かせいただければと思います。

原科座長 今の件は、松下委員も同行されましたので、様子を御説明いただけるようです。

松下委員 私は1番目の案件のファンリー・ファンティエット灌漑事業だけに同行して、そこだけの印象ということになりますが、御指摘のあった件について、当初我々は事業実施機関にヒアリングをして、これから被影響住民のヒアリングをしますということに対して実施機関の人たちは非常にフランクで、何でも聞いてくださいということをしていました。翌日、被影響住民のヒアリングに行きまして、人民委員会を通じて集まった人たちだと思うのですが、予想以上に、我々から見ても結構激しく、自分の土地がどういふふうを取得されるのだとか、それに対する補償はどうなっているのだとか、あるいは工事によって影響を受けるがどうなっているのかとか、そういうことをがんがんに聞いていて、それに対して実施機関がその場でできる限り答えていたという印象ですけれども、そういうふうに取りました。この事業自体はベトナム国内の手続によって予定よりも大分おくれでいて、その間情報の空白があって、たまたま我々が行ったことによって現地の人たちが抱えていた問題をぶつける機会になって、そういう意味では比較的率直に意見が出ていた。ベトナムという国の状況について全般的なことはよくわかりませんが、人民委員会が非常に大きな役割を果たして、それがどの程度オープンかということはあると思いますが、見ている限りでは、参加している人たちは比較的自由に意見を言って、人民委員会はできるだけそれに答えようとしているという感じは受けました。これは印象だけです。

原科座長 ということですが、ほかにございますか。

それでは、フロアの満田さん、どうぞお願いします。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田でございます。

大変よい調査をされて、御苦労もひとしおだったのではないかと想像しておりますが、若干情報不足だなというところもございます。とりわけ、清水委員が御指摘の、環境レビュー時の何が確認されて、それがどうなったのかというのが今の書き方では非常にわかりづらいことになっております。恐らく環境レビュー時、アプレイザル時に諸々、特にこれから住民移転を伴う案件ですとか、ある程度の大規模な環境社会影響を伴う案件については実施機関に対してJ B I Cさんなりにいろいろリクエストをされたのではないかと想像しているわけです。なかなか難しいところもあるかもしれませんが、環境レビュー時に見出された問題意識がその後どのように実施機関によって対応されたかということをもう少し、一覧表のような形も一案かと思いますが、わかりやすく見せていただきたいなど。あるいは、往々にしてあるのかもしれないのですが、アプレイザル時の合意が何らかあったとしても、それが忘れられてしまっていることもあるかと思しますので、そこら辺のフォロー状況みたいところが私としてはかなり気になるところでございます。

もう1つは、ある案件については、例えばS A P R O FですとかJ I C Aの開発調査などで、今回のガイドラインにも非常に大きくかかわるような話ではないかと思うのですが、開発調査やS A P R O Fといったものの役割を見るために、まずS A P R O Fがされている案件があるのかなのか、この調査された案件の中でS A P R O Fなどが実施されたのはどの案件なのか、そのS A P R O F時のレコメンデーションなり調査結果なりがどのようにその案件形成に活用されたのか、あるいは活用されなかったのか、そこら辺も可能な限り入れ込んでいただくと有益なものになるのではないかと思います。

加えて、例えば灌漑事業のような案件の場合は、その水源がどうなっているかということが事業の累積的影響とか波及的影響を評価する上で非常に重要なのかなと思っております。例えばこの灌漑事業の上流でダムが建設されて、その影響がどうだったのかというようなことも、ある程度この事業オンリーでスコープをかちっと固めるのではなくて今さらそれは難しいかなと自分で言っているのですが、事業の背景としてそういうところも踏まえていただくと、そういったS E A的な、あるいは累積影響をどう見るかというような議論をするときに役に立つのではないかと思います。

以上です。

原科座長 ありがとうございます。

今の件に関しては何かございますでしょうか。

事務局（杉本） 今回の点につきましても、同様に最終報告書をまとめる際に留意して整理していきたいと思います。

原科座長 千吉良委員、どうぞ。

千吉良委員 今回のレポートで、「本行の異議申立て制度については認知されていない」というのがほとんどにあったのですけれども、これはそもそも融資をするに当たって説明はしているのかなと思ったことと、現地でNGOが自由に活動できるようなところであれば、こういうのはNGOがよく御存じなのでいいのですけれども、さっき高橋委員からもお話がありましたベトナムみたいな、余りNGOが自由に活動できないところはこういうことの説明をするのは結構大事なことなのかなと思っております。1点目については何か回答をいただければと思います。

事務局（杉本） 今御質問のありました点、私の知る範囲なのですけれども、環境レビューを行っていくこのプロセスにおきまして、当然実施機関に対してはこういったリクワイアメントがあるということで、まず環境ガイドラインの内容について十分説明・協議してからやっていくというプロセスがございますが、その中でこの点も含めて話しているケースが、多いと言えるかどうか、あるとは思っておりますが、ただ、今回そういったヒアリングの結果出てきました意見は主に被影響住民の意見なのですけれども、そちらに直接説明をするということは多分やっていないと思います。

原科座長 福田委員、どうぞ。

福田委員 調査の方、どうもありがとうございます。

JICAの皆さんの方と同じ問い合わせなのですけれども、この追加調査をやってみて、ではガイドラインとの関係でどういう課題があったのだろう、あるいは論点になるのだろうというのが実はJICAの報告書よりもさらによく見えないなど感じているところがあります。JICAさんの問題意識というのは、はっきり書かれている部分とそうではない部分はあると思うのですが、何となく見えてくるものがあるのですけれども、このJBICの報告書の中から、ではガイドラインとの関係でどのようなことが今回議論され、あるいは改善されるべきだと考えていらっしゃるのかというのがわからなかったのも、また追ってペーパーということでもいいのですけれども、何かこの段階で教えてもらえるものがあるのであれば、ぜひ共有していただきたいなと思います。

事務局（杉本） その点については今まさに内部で検討しているところですので、済み

ません、最終報告書のまとめに向けて整理していきたいと思っています。

福田委員 これはJICA・JBIC共通なのですが、最終報告書が8月ということになると、それはそれで随分時間のかかる話になってくるので、ガイドラインの議論との関係で重要な点はできればもう少し早い段階で出していただくことを御検討いただければと思います。

原科座長 そうですね。そうしていただかないとスケジュールが厳しくなってしまうので、ポイントごとにできるだけ早く応答いただきたいと思っています。それはお願いしますね。

さっきからフロアから手が挙がっていますので、どうぞ。

一般参加者（田辺） JACSESの田辺と申します。

2点コメントがあるのですが、バンガロールの高速輸送システム建設事業の中で気になった点として、1つは住民の中に説明を受けていない人たちがいるということで、これは先ほど清水さんがJICAの調査の中でもコメントされていましたが、かなりの回数にわたって協議が行われているという実績がある中でそういう説明を受けていないという声が上がっているということで、果たして協議の中身とか対象が適切にやられていたのかどうかというところをもう少し分析された方がよいのかなと思っています。

2点目としては、その若干下の方で、補償が十分ではない、それからかなり遠いところに移転させられてしまうということで、JBICのガイドラインで十分に移転後の生計回復がなされるかということが果たしてこの現段階で可能なのかというところはもう少し具体的に分析されていった方がよいのかなと思っています。

以上です。

原科座長 今の2つの点はやはり報告書ということになりますか。

事務局（佐原） バンガロールを担当させていただきました佐原でございます。

この2点についても最終報告書の中で触れさせていただきますけれども、このような視点が出てきたということ自体が次の論点の中につながっていくものではないかなということで、今後検討させていただきます。

原科座長 では、これは今後の論点の中でまた関連して出てくると思いますので、できるだけ早く準備していただいて、報告書は、形として最後にまとめるのはそういうタイミングかと思いますが、中身に関してはなるべく早急に対応していただきたいと思っています。それでこの委員会で情報提供できるように御準備をお願いいたします。

早水委員、どうぞ。

早水委員 私が一番言いたかったことは先ほど福田委員に言われてしまったのですが、全く同じで、表面を見ると、報告書は割とさらっと書かれているので課題がわかりにくいなと思っていました、本当に大丈夫であればいいのですけれども、その辺はきちんと分析していただきたいということです。また、E I Aの報告書の分析事項は、一番最初の補足調査のスコープを見ているともう少し詳しく分析されるべきとなっているので、住民への認知度とか文書の内容とか検討内容とか、特に環境省の立場としてはそれらの点に関心があるので、そのあたりの分析をお願いしたいと思います。

原科座長 ほかに、これまで御意見いただいていない委員の方からございましたら、お願いいたします。 委員の方、よろしいでしょうか。

それでは、フロアからどうぞ。

一般参加者（神崎） FoE Japanの神崎です。

せっかく1つの国で2つ程度の案件を調査されているということを踏まえて1つコメントなのですが、1つの事例を挙げますと、インドネシアで2案件の調査をされていて、2つ目のタンジュンプリオク港アクセス道路建設事業の方では、(1)の E I A報告書、住民移転計画書等の公開のところに住民移転計画が作成されて公開されているという情報が載っているのですけれども、もう1つのスマランの方では同じ項目の中で住民移転計画書について何も触れられていないのです。ですので、そのプロジェクトに特別に情報として載せるものももちろんあるでしょうが、ある程度情報の内容をそろえていただくことも必要かと思います。なぜかといいますと、例えば、2つ案件を見ているうち、1つは住民移転計画書が作成され公開されているけれども、もう1つは公開されていないというような状況でしたら、なぜ事業によって対応が違うのかというような分析をすることによってその後のガイドラインの改訂の中に何か反映できるものが出てくるのかなと思いました。

事務局（佐原） 御指摘ありがとうございます。

インドネシアのスマランの方ですけれども、済みません、書きぶりがわかりにくかったと思うのですけれども、15ページの上の方で、住民移転計画（L A R A P）についてはこれのプロセスに基づいて住民協議が行われているということで、その協議の中でドラフトは提示されているという理解でここに書かせていただきました。その後のタンジュンプリオクについても同様に作成プロセスの下で公開されており、完成後も必要に応じて公開されているという理解ですので、報告書の方にはそのとおりに記載させていただきます。

原科座長 ありがとうございます。

それでは、ほかに御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。 よろしいでしょうか。

それでは、ここまでにさせていただきます。

なかなか調査は大変だったと思いますけれども、それぞれ調査いただきましてありがとうございました。この情報がこの有識者委員会のインプットとして活用できるように、ぜひ、先ほどお願いしたようなことで、できるだけ早目に対応をお願いしたいと思います。

(2) 論点に関する議論

原科座長 議題(1)がようやく終わりました、次に参りますが、「論点に関する議論」でございます。

これは、前回、このまとめ方につきまして、ここで議論したことを毎回できるだけ具体的に、どういう結論になったかをまとめたいということで申し上げて、それをもとに中間報告をまとめるということでございます。そのための準備として、どんな議論があったかという整理をまずしていただきました。これは資料8-2-2に「論点整理(案)に係る議論のポイント」ということで前回の分をまとめていただきました。お手元でございますとおりでございます。ということで、まずこれを御紹介していただいた方がいいと思いますが。

事務局(渡辺) それでは、資料8-2-2でございますけれども、第7回の有識者委員会で「全体構成」「ガイドラインの適用対象」「『確認』と『支援』」という項目について議論が行われております。

「全体構成」につきましては、基本理念、あるいは目次案が必要、それからどういう段階について必要なかというような点について議論がございました。

2ページ目の「ガイドラインの適用対象」につきましては、上流段階から必要ではないかといったような点、ローリングプランが政策判断に関係するといった面、それから協力準備調査の対象にするかどうかといったような点の議論がございました。

最後のページでございますけれども、「『確認』と『支援』」のところでは、新JBI Cガイドラインとの整合、それから事業の責任主体について、あと有償と無償の性格といったような点について議論がございました。

以上でございます。

原科座長 このような形でポイントを整理していただきました。この段階ではまだ1つの結論という格好になっていないので、さらにこれを踏まえてまとめたもので案をつくらなければいけないのですが、このようなことで進めてまいります。

これはごらんいただいたとおりでございますので、次は3番目の「案件形成」の議論に入りたいと思います。これは8 - 2 - 1にまとめたものがございます。

3ページをごらんください。「案件形成」、たくさん書いてございます。共通のところでは福田委員から、「協力準備調査において実施機関に対して提言した環境社会配慮上の留意事項について、本体事業支援の審査時にその実施状況を確認すべき」。それから、「J」ということでJICA・JBIC双方からでございますが、「JBICの環境レビューでは、SAPROF等の提言内容が相手国政府等により実施されるか否かの確認も行っている」、もう1つ、「現状、SAPROF実施に当たっては、環境社会面からの検討を行い、本体事業（円借款）の際にガイドラインの要件が満たせるものとなるよう、必要な調査を含めている。調査内容（TOR）については、公示資料にて公開している」と。

あと、たくさん追加がございまして、NGOから、それから「J」ということでたくさんございます。

1つNGOの意見ですが、「新JICAはローリングプランを作成及び改定後、速やかに公開する」。「J」からは、「ローリングプランは、両国政府間の円滑な政策協議を進めるための業務資料である。未決定のものを含め、政府間の協議内容を反映するという資料の性格上、公開にはなじまない」。

NGOからですけれども、「新JICAは、協力準備調査の実施決定前に、案件名、案件概要、カテゴリ分類およびその根拠、協力準備調査のTOR案を含む調査実施計画書案を作成する。作成にあたっては、カテゴリA案件は必ず、カテゴリB案件は必要に応じて、現地に調査団を派遣する。カテゴリA案件は現地踏査及びステークホルダーからの情報・意見の聞き取りを行い、その結果をTOR案に反映させる」。「J」からは、「新JICAは、協力準備調査の実施決定後に、協力準備調査のTORを含む調査の実施計画に係る文書を作成する。調査のTORの作成にあたっては、調査団の派遣は必ずしも必要ではないものと考えている」という答えでした。

NGO2からは、「新JICAは、調査実施計画書案を、協力準備調査実施の意思決定前に30日間公開する。協力準備調査のTOR案について、外部からの情報提供・意見表

明を歓迎し、必要に応じてTOR案に反映させる」。JJからは、「調査TORを公示の際に公開するため、調査の実施計画に係る文書案は公開しないものと考えている」。

NGO2、GEFからですけれども、「新JICAは、協力準備調査実施の実施決定に関して、プロジェクトの環境社会面の検討を行い、意思決定に反映させる」という主張でございます。JJからは、「新JICAは、協力準備調査の実施決定に関して、必要に応じて、プロジェクトの環境社会面を含む検討を行う予定である」。

NGO2から、「新JICAは、協力準備調査の実施決定後、調査実施計画書を公開する」。JJからは、「調査の実施に係る計画文書は公開しないものと考えている。但し、調査の実施に当たっては、委託先等の選定に関する公示の中で、調査TORは事前に公開される」。

これは随分長いですね。まだいっぱいあります。ということで、意見が随分食い違っています。これはなかなか大変だということで、もう読み上げはやめましょう。時間節約のためにこの文書をそのまま議事録に書いておいていただいて。このようなことでございますので、3番の「案件形成」のところは、この時間ではとても議論をまとめられないのです。ただ、これを最初から全部またやり直すと切りがないという感じもしますので、出発点としては、JICAの数年前の報告書にどう書いてあるか、その議論とか、その辺をスタートにしないと全部やり直しになってしまうのではないかと思うのですが、いかがでしょうか。この調子だと全部やり直さなければいけない感じですね。双方の意見が出ていますので。

どうぞ、フロアの満田さん。

一般参加者（満田） 地球・人間環境フォーラムの満田です。

今、原科先生がおっしゃった方向性に関して取り立てて異論があるわけではないのですが、このたくさん下線を引いてある部分ですね。今回つけ加わったのは、前回NGOグループから提出した提案の文章がつけ加えられている、それに対してJICAさん、JBICさんの見解が書いてあるという性格のものかなと思っております。

そこで1つ申し上げたいのが、NGOグループで、私も個人として連名しておりますが、言っていることが随分ディマンディングだという印象を与えてしまっはいけないなと思っております。前回、福田委員が簡単に説明したわけですが、私たちは現行JICAのガイドラインのプロセスと何回か説明していただいた業務フローの内容を踏まえて、現行JICAガイドラインのプロセスをごらんになればわかるのですが、確かに複雑は複雑な

んですよ。きょうの御説明にもありましたが、それを、今回JJ合体ということで非常に効率的・機動的な業務フローにしようというその意図を踏まえた上でかなり簡略化したつもりだということをまず申し上げたいです。もし先週配布されたNGOグループからの提案というものをお持ちでしたら、それに業務フローとの比較、そして現行JICAガイドラインのフローを添付してあるのですが、それをごらんになると、NGOの個々の主張がばらばらではなく、それぞれ関連を持って提案させていただいているというのを一応説明したつमोरりの文章なのです。ですから、恐らくきょうは時間がなくて具体的な議論には至らないと思うのですが、私どもの提案の趣旨といたしましては、いたずらにたくさんの手続を詰め込んだというよりも、現行JICAガイドラインの手続をいかに簡略に、しかも実効性を持って簡略化したか、プラス、以前御説明させていただいたように開発調査のTOR段階を非常に重視しておりまして、また開発調査をやるかやらないかということに当たっての環境社会配慮、今回は協力準備調査ということになったので、円借款なり無償資金協力につながる蓋然性が高くなるわけですね。ですから、その入り口のところをいかにしっかりと見ていくか、そういう意図の提案であるということ強調させていただきたいと思います。

その上で、私はこのJICA・JBICさんのすべて否定みたいなコメントにかなり驚いている次第なのですが、とはいうものの、業務フローに基づいて協力準備調査における環境社会配慮というものをもう一度議論したらいいのではないかと考えた次第です。

以上です。

原科座長 どうもありがとうございます。

この部分は業務の体系が随分変わりますので、今おっしゃったようなことは大変重要なポイントで、その意味では日本で行っている環境アセスメントの我々の経験はほとんど使えないと思います。ですから、海外の方法になってしまう。恐らくアメリカのアセス制度とか、あるいは世界銀行でやっているような形で、意思決定の上流段階から環境社会配慮を進めていくという形になります。ということで、何段階かの環境社会配慮の手続が入らざるを得ないと思います。最低2段階だと思いますけれども、そういうことを踏まえて仕組みをつくらないといけない。先ほど、現在のガイドラインをつくったときの研究会報告書を踏まえてと申し上げましたけれども、この部分に関しましては、それを踏まえた上で、そういう新しい特徴がありますので、それに我々はどうやって対応していくか、新しいことをしなければいけないと思います。その意味ではおっしゃるようなことで、協力準備調

査の初期段階の問題とかいろいろなことがございます。

早速、手がたくさん挙がりましたが、まず廿枝さん。

事務局（廿枝） きょう初めて発言させていただきます廿枝でございます。

まずこの下線部、一問一答方式だとそのように見えてしまうかもしれませんが、ゼロ回答ということではございませんで、ちょっと御説明させていただきます。先ほど来、J B I Cのガイドライン、J I C Aのガイドラインを策定したときの報告書を踏まえてというお話もありますけれども、今度の統合によってかなり大きく業務フローが変わるということをもう一回リマインドさせていただきたいのですが、例えば今のJ I C Aの技術協力というのは、まさに技術協力としてやる開発調査というのがあって、その開発調査の成果物がまさに技術協力、あとその調査をやるプロセスにおける技術移転をある意味目的としてやっているわけです。ですから、先ほどの現地調査の報告にもあり、高梨委員からもありましたが、開発調査をやる時点ではそれがすぐに本体の事業に結びつくかどうか必ずしもわからない状況でやる、だけどそれはそれとして意義があるのだということで行っているわけです。実際は同じような技術協力としての調査は引き続き新J I C Aでもやるわけで、それは基本的には今のJ I C Aのガイドラインと同じようにやることになると思います。しかしながら、この協力準備調査というのは、新J I C A自身がその直後に資金協力ないし技術協力プロジェクトという形で本体事業の実施を目指してその準備としてやるものということで、協力準備調査それ自身を目的としてやるわけではないのです。あくまで目的は本体事業ということで、本体事業は当然ガイドラインの対象で、本体事業についてしっかり環境社会配慮をやる。問題は、座長がおっしゃるように、その本体事業の環境社会配慮をいかに早い段階からやっていくかということだと思っております。だから、別に協力準備調査がどうのこうのというのではなくて、最初から目論んでいる本体事業についていかに早い段階でいかに情報を公開しているいろいろな方々から御意見をいただけるようにするかということが重要だと我々は思っていて、その点ではN G Oの皆さんからいただいた提言の趣旨を我々は十分踏まえていると思っているのです。例えば、今お配りした資料の5ページの下線がたくさん引いてあるコラムの下から3つ目のポツ、「J」のところですが、「協力準備調査で個別案件の形成を行う場合は、その前段階からの調査から引き続き行われる場合も含め、ガイドラインが適用される本体事業のカテゴリ分類を行った上で、必要な環境社会配慮調査を行う方向で検討している。また、カテゴリ分類結果は公表する方向で検討している」。すなわち、協力準備調査を行う前の段階でその対象になっている本体

事業のカテゴリ分類を行う、要はスクリーニングをその段階で行って、それを公開する方向で考える。それを想定しないと、そもそも協力準備調査の中でどういう環境社会配慮に関する調査をすればいいのかということも決められないわけです。

ということで、我々としては、なるべくいただいている趣旨を踏まえて、実務的にどのように進めるのが妥当なのかということで考えているということで、現状から全く何も変えるつもりはありませんとか、そういうゼロ回答をしているつもりは毛頭なくて、我々なりに考えてお答えしているということだけ強調させていただきます。

原科座長 わかりました。NGOの皆さんもそんなに極端にディマンディングではない、JJの側も極端にゼロ回答ではない、歩み寄る方向だと思います。

では、フロアからどうぞ。田辺さん、お願いします。

一般参加者(田辺) JACSESの田辺と申します。

NGOから出した提言の中では、案件形成の調査の内訳等々の説明をまだ受けていない段階で出していますので、それはまた後日説明を受けた上で提案するという形にさせていただいています。なので、この点に関して今議論するとしてもかなり部分的になってしまうような気がします。それから、これはがーっと全部1つの論点として挙がっていますが、かなり細かく仕分けしていった方が議論しやすいと思います。なので、現段階で議論するというよりは、むしろここはスキップしていただいて、固まった段階で、かつ、もう少し論点を分けて議論しないと、ちょっと議論できないのかなと思っています。

原科座長 おっしゃるとおりだと思います。そういう意味もあってあえて読み上げたのですが、そうだと思います。だから、これは整理して、論点という点ではいろいろあり過ぎますね。それが恐らく業務フローと関係してきますので、その辺を整理しながらということ。でも、これは余り時間をかけてはられませんので、次回はそのようなことで議論を進めたいと思います。ですから、整理をいたしましょう。

あと5分でございます。若干オーバーはやむを得ないかもしれませんが、一応5時までという予定で公開で行っておりますので、時間を守りたいと思いますが、まず福田委員、どうぞ。

福田委員 この点の議論は次回送りになりそうなので、次回議論するための準備があると思うのですけれども、まず1点は、この3番の論点整理の中にローリングプランに関する私たちの提言が入っています。ローリングプランについてはそもそもガイドラインの適用対象となるのかどうかということ自体が前回の委員会でも話題になり、また、業務フロ

ーに関する御説明をいただいたときにも、この文章ってそもそもだれの文章なんだろうというところが議論になっていたと思うのです。その議論は、最終的な責任主体はどちらなのかという議論を1カ月ぐらい前にして、それは検討中ですよというお返事をいただいていたのですが、このローリングプランというのはだれの文章なんですかということについてきちんとお答えをいただいた方がいいのかなという気がします。でないと、JICAの文章であればこの中でガイドラインとして取り扱うということが出てくるでしょうし、最終的にクレジットが外務省であるということになれば、JICAがどこまでこの中に書き込めるのか、あるいは私たちとしては外務省さんに何か言わなくてはいけないのかということが出てくると思うので、そこを今の検討状況がどう進んだのかということをお教えをいただいた方がいいかなと思います。

2点目ですが、私たちがいろいろ提言させていただいた中で、協力準備調査のTORについて案の段階で外部からのインプットができるようにしてほしいということが1つのポイントです。それはこれまで事例研究の回なんかで御紹介しましたけれども、協力準備調査をやっていく中で最初の調査設計の段階でボタンのかけ違いがあるということがあるのではないかなということが出ていたという問題意識があります。そのTOR案についてきちんと何かしらパブリックからのインプットをできる状態にしてほしいということがあってこういう提案をしているのですが、TOR案の作成段階についてというのが1つの問題としてあって、協力準備調査決定後にTOR案をつくらしいということでここではお返事をいただいているのです。何度もお願いして申しわけないのですが、この辺のプロセスがどうなるのかということ具体的に、協力準備調査の決定前には何をやる予定なのか、そして決定後にどうやってTORをつくって公示までに至るのか、この具体的な業務の流れが決まっているのであれば教えていただいた方がよいのかなと思いました。

以上です。

原科座長 1番目のことは前も議論が出ましたが、その後何かございますか。ローリングプランの位置づけ。

事務局(熊代) 中でいろいろ議論しているのですが、では、クレジットはどうだというようなところは次回にお答えすべく最後の調整をしたいと思います。

原科座長 外務省からは何かございますか。

北村委員 外務省の北村でございます。

結論は今ここで断定できませんけれども、基本的には、きょうの論点ペーパーの中にも

書いてありますように、ローリングプランは相手国政府との政策協議を進めるための業務資料であり、現地のODAタスクフォース等の場での日々の議論・業務の材料が盛り込まれ、関係者がまさに業務の情報交換を前提として持っているものです。常に動いていく紙、極端に言えば日々アップデートされていくものという意味で、ザ・ローリングプランというのは実は存在していないんじゃないかなと個人的には思うのですが、だれがその責任者かと言われれば、援助関係者皆が共有しているものというのが1つの答えなのですが、ただ、その援助を行っている責任は外務省にありますので、主体はだれかと言われれば、最後は外務省だという答えになるかと思います。

原科座長 どうもありがとうございました。それでは、次回、そこを整理した上でお願いいたします。

2つ目の点は。業務フローの話ですが。

事務局（熊代） そこも説明できるようにしておきます。

原科座長 では、そういうことで、次回、情報提供をお願いします。

それでは、こういうことでなるべく速やかに進めたいと思いますので、特にこの案件形成に関しましてはたくさんの方がどうもありがとうございますので、別途この後ビューローでまとめ方について作業の進め方を相談したいと思います。

それから、とにかく報告書をつくるということで、執筆者をだれか決めたいと思いますけれども、私がやりたいという人は委員の中におられますでしょうか。おれに任せるとだれか言ってくださると助かるのですが、もしなければ、それもビューローで相談して、どなたかにお願いすることにしたいと思います。この段階でなければ、それは後ほど御相談しましょう。

それでは、時間がちょうど5時になりましたので、きょうの議論はここまでいたします。

（3）第9回の議題について

福田委員 次回の議題について一言あるのですが。

原科座長 次回はこの「案件形成」ですよ。

北村委員 済みません、委員の方々には別途福田委員からメールが送られていて、無償資金協力の関係でガイドラインの質問が2つあったかと思います。これまでメールの形で

はお返事していないのですけれども、あの御質問に対して、現状、業務フローとの関係もありますので、どこまでどう御説明できるかわかりませんが、次回ないしは、先ほどの座長の話ですと8月中に3回をめどに開かれるとおっしゃっていましたので、8月の初回か、その直近の1～2回のあたりで何らかの御説明の機会を設けたいと思います。

原科座長 ありがとうございます。

次回は「案件形成」と「スクリーニング」、ちょっと頑張り過ぎかもしれないけれども、そのぐらいの目標でいきましょう。これは関係が深いですからセットで考えてください。

それでは、きょうはここまでいたします。

今後の予定

原科座長 では、事務局、次回の御案内をお願いします。

事務局（渡辺） 第9回でございますけれども、7月22日、火曜日を予定しております。場所ですけれども、広尾にございますJICA地球ひろばで行いますので、お間違えないようお願いいたします。

あわせて、これから御連絡しますけれども、第10回は8月4日を予定しておりますので、よろしく願いいたします。

原科座長 時間は同じですね。

事務局（渡辺） はい。時間は2時からでございます。

原科座長 今御案内がございましたように、次回は場所がまた違います。広尾でございますので、御確認の上御参集ください。

では、どうもきょうはありがとうございました。

午後5時03分 閉会